

「歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン」正誤表

平成 30 年 7 月 11 日

頁	訂正箇所	誤	正
7	図中、既存条例タイプの例	伝統的建造物群保存地区条例	伝統的建造物群保存地区 <u>保存</u> 条例
8	表中、既存条例タイプの条例実績	伝統的建造物群保存地区保存	伝統的建造物群保存地区 <u>保存</u> 条例
11	図の見出し	条例制定からの活用までのプロセスの全体像	条例制定 <u>から</u> 活用までのプロセスの全体像
19	本文 8 行目	条例の制定する地方公共団体が、	条例 <u>を</u> 制定する地方公共団体が、
25	表中 ロ) 解説文	・ 条例に罰則を求める場合は検察との協議が必要となる。	・ 条例に罰則を <u>設ける</u> 場合は検察との協議が必要となる。
28	図中 提出資料 2	5 安全措置に係る資料 (火災・地震)	5 <u>安全措置 (火災・地震)</u>
29	図中 事前相談解説文 1 行目	特定景観形成歴史的健造物の指定に向けての協議	特定景観形成歴史的 <u>建造物</u> の指定に向けての協議
30	図中 ハ) 代替措置の考え方	代替基準を求めるほどでない場合は、既存不適格を継続させるとも考えられる。	代替 <u>措置</u> を求めるほどでない場合は、既存不適格を継続させるとも考えられる。
31	本文 1～2 行目	条文別代替措置事例概要一覧は、法第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき法の適用の除外を受けた事例において採られた代替措置の概要について、法の条文別に掲載したものである。	条文別代替措置事例概要一覧は、 <u>建築基準法</u> 第 3 条第 1 項第 3 号に <u>基づき建築基準法の適用を除外するために採られた代替措置の概要</u> について、法の条文別に掲載したものである。
35	(iii) その他、特徴的な事例 10 目	一般的な耐震診断及び耐震改修方法が確立されていない構造方法であったため、既存の耐震診断及び耐震改修手法によることが困難であった。	一般的な耐震診断及び耐震改修方法が確立されていない構造方法であったため、既存の耐震診断及び耐震改修 <u>方法</u> によることが困難であった。
36	(i) 主要構造部の制限 本文 3～4 行目	耐火構造・準耐火構等への適合を定めている。	耐火構造・ <u>準耐火構造</u> 等への適合を定めている。
42	本文 4 行目	法第 3 条第 1 項第 3 号	<u>建築基準法</u> 第 3 条第 1 項第 3 号
44	京都市の事例 表中③増改築等の制限 理由 2 行目	法 86 条の 7	<u>法第 86 条の 7</u>
45	<安全基準について> 京都市の事例 表中② 2 行目	京町家の意匠形態意を残しながら、	京町家の <u>意匠形態</u> 意を残しながら、

頁	訂正箇所	誤					正							
		歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置	関係する他の規定	根拠条例 右記以外の条例	文化財保護条例	別冊事例集	歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置	関係する他の規定	根拠条例 右記以外の条例	文化財保護条例	別冊事例集	
58	上から2段目の事例【根拠条例を修正(アンダーライン部分)】	伝統的木造軸組工法であることから耐震要素・構造計算の評価方法が確立しておらず、評価ができない。地震時の構造耐力について、現行基準の壁量を満たしていない。	耐震要素を調査し、構造計算可能なモデル化により解析した結果、下記の補強計画を実施 ・外周部・内部間仕切り壁の土壁厚の変更 ・間仕切壁の貫による補強		○		p 12	伝統的木造軸組工法であることから耐震要素・構造計算の評価方法が確立しておらず、評価ができない。地震時の構造耐力について、現行基準の壁量を満たしていない。	耐震要素を調査し、構造計算可能なモデル化により解析した結果、下記の補強計画を実施 ・外周部・内部間仕切り壁の土壁厚の変更 ・間仕切壁の貫による補強		○		p 12	
		当該建築物は政令で定める技術的基準に適合することは確認していない。	・劣化部分の健全化、極めて稀に発生する地震に対する安全性の確保(耐震改修工事)		○			p 18	当該建築物は政令で定める技術的基準に適合することは確認していない。	・劣化部分の健全化、極めて稀に発生する地震に対する安全性の確保(耐震改修工事)		○		p 18
		当該建築物は法令で定める技術的基準に適合する構造耐力を満たしていない。	・創建当時の内観、外観保持のため、既存のままとする。管理面での措置を実施		○		-	-	当該建築物は法令で定める技術的基準に適合する構造耐力を満たしていない。	・創建当時の内観、外観保持のため、既存のままとする。管理面での措置を実施		○		-
		構造強度について、大地震時に倒壊の危険性がある。	・荷重の軽減、建物耐力の確保、水平剛性の確保、直接基礎(べた基礎)の新設(文化的価値を損なわないよう、可能な限り見えない位置での耐震補強方法)		○			p 93	構造強度について、大地震時に倒壊の危険性がある。	・荷重の軽減、建物耐力の確保、水平剛性の確保、直接基礎(べた基礎)の新設(文化的価値を損なわないよう、可能な限り見えない位置での耐震補強方法)		○		p 93
		当該建築物は政令で定める技術的基準に適合することは確認していない。	・劣化部分の健全化、極めて稀に発生する地震に対する安全性の確保(耐震改修工事)		○			p 33	当該建築物は政令で定める技術的基準に適合することは確認していない。	・劣化部分の健全化、極めて稀に発生する地震に対する安全性の確保(耐震改修工事)		○		p 33
		当該建築物は政令で定める技術的基準に適合することは確認していない。	・劣化部分の健全化、極めて稀に発生する地震に対する安全性の確保(耐震改修工事)		○			p 24	当該建築物は政令で定める技術的基準に適合することは確認していない。	・劣化部分の健全化、極めて稀に発生する地震に対する安全性の確保(耐震改修工事)		○		p 24
		当該建築物は政令で定める技術的基準に適合することは確認していない。	・劣化部分の健全化、極めて稀に発生する地震に対する安全性の確保(耐震改修工事)		○			p 28	当該建築物は政令で定める技術的基準に適合することは確認していない。	・劣化部分の健全化、極めて稀に発生する地震に対する安全性の確保(耐震改修工事)		○		p 28
		政令で定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有することが求められるが、耐震安全性などの一部の規定に適合していない。	・耐震診断を行い、柱・梁・壁の補強、構造スリット設置等による耐震補強を実施	令第77条/令第78条の2/令第79条/法第37条	○			p 53	政令で定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有することが求められるが、耐震安全性などの一部の規定に適合していない。	・耐震診断を行い、柱・梁・壁の補強、構造スリット設置等による耐震補強を実施	令第77条/令第78条の2/令第79条/法第37条	○		p 53
		当該建築物は、鉄筋コンクリートと煉瓦の混構造のため、現行法では構造計算のルートがない。また、耐震診断および耐震補強を行うにあたり、技術的基準が定められていないため、補強後も新耐震基準に適合することについて判断できない。	・構造の学識経験者が所属する判定委員会にて、現行法規と同等の構造強度があることを確認		○			p 59	当該建築物は、鉄筋コンクリートと煉瓦の混構造のため、現行法では構造計算のルートがない。また、耐震診断および耐震補強を行うにあたり、技術的基準が定められていないため、補強後も新耐震基準に適合することについて判断できない。	・構造の学識経験者が所属する判定委員会にて、現行法規と同等の構造強度があることを確認		○		p 59
		構造耐力上主要な部分である柱は、政令に定める構造とすることが求められるが、柱の構造について、帯筋比や主筋量等を満足していない。	・耐震診断を行い、柱・梁・壁の補強、構造スリット設置等による耐震補強を実施	法第20条/令第78条の2/令第79条/法第37条	○			p 53	構造耐力上主要な部分である柱は、政令に定める構造とすることが求められるが、柱の構造について、帯筋比や主筋量等を満足していない。	・耐震診断を行い、柱・梁・壁の補強、構造スリット設置等による耐震補強を実施	法第20条/令第78条の2/令第79条/法第37条	○		p 53
		耐力壁は政令に定める構造とすることが求められるが、耐力壁の開口部周囲の補強筋について、調査による径の実測を行っていない。	・耐震診断を行い、柱・梁・壁の補強、構造スリット設置等による耐震補強を実施	法第20条/令第77条/令第79条/法第37条	○			p 53	耐力壁は政令に定める構造とすることが求められるが、耐力壁の開口部周囲の補強筋について、調査による径の実測を行っていない。	・耐震診断を行い、柱・梁・壁の補強、構造スリット設置等による耐震補強を実施	法第20条/令第77条/令第79条/法第37条	○		p 53
		鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さとして所定の厚さが求められるが、柱・はりの部分的に所定の鉄筋かぶり厚さを満足していない。	・耐震診断を行い、柱・梁・壁の補強、構造スリット設置等による耐震補強を実施	法第20条/令第77条/令第78条の2/法第37条	○			p 53	鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さとして所定の厚さが求められるが、柱・はりの部分的に所定の鉄筋かぶり厚さを満足していない。	・耐震診断を行い、柱・梁・壁の補強、構造スリット設置等による耐震補強を実施	法第20条/令第77条/令第78条の2/法第37条	○		p 53

頁	訂正箇所	誤					正						
		歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置	関係するその他の規定	根拠条例 右記以外の条例	文化財保護条例	別冊事例集頁	歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置	関係するその他の規定	根拠条例 右記以外の条例	文化財保護条例	別冊事例集頁
60	上から1段目から4段目の事例【歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定(アンダーライン部分)】  上から7段目の事例【安全性確保のための主な代替措置(アンダーライン部分)】												
		高さが13m又は軒の高さが9mを超える木造建築物は、主要構造部を耐火構造にしなければならないが、当該建築物は使用構造部が耐火構造ではない。	・自動火災報知設備の設置 ・屋内消火栓、屋外消火栓スプリンクラーの設置 ・放水銃、ドレンチャーの更新 ・増築施設に約600トンの消火水槽を確保 ・火気使用箇所の限定 ・全館禁煙		○		-	高さが13m又は軒の高さが9mを超える木造建築物は、主要構造部を耐火構造にしなければならないが、当該建築物は主要構造部が耐火構造ではない。	・自動火災報知設備の設置 ・屋内消火栓、屋外消火栓スプリンクラーの設置 ・放水銃、ドレンチャーの更新 ・増築施設に約600トンの消火水槽を確保 ・火気使用箇所の限定 ・全館禁煙		○		-
		高さが13m又は軒の高さが9mを超える木造建築物は、主要構造部を耐火構造にしなければならないが、当該建築物は使用構造部が耐火構造ではない。	・接続して増築する厨房にスプリンクラーを設置 ・消火器、消火栓、放水銃の設置 ・自動火災報知設備の設置 ・消防車両進入門の新設 ・24時間体制での警備員の配置 ・全館禁煙 ・構内喫煙場所の指定 ・夜間利用無 ・定期的な消火・防災訓練の実施		○		-	高さが13m又は軒の高さが9mを超える木造建築物は、主要構造部を耐火構造にしなければならないが、当該建築物は主要構造部が耐火構造ではない。	・接続して増築する厨房にスプリンクラーを設置 ・消火器、消火栓、放水銃の設置 ・自動火災報知設備の設置 ・消防車両進入門の新設 ・24時間体制での警備員の配置 ・全館禁煙 ・構内喫煙場所の指定 ・夜間利用無 ・定期的な消火・防災訓練の実施		○		-
		高さが13m又は軒の高さが9mを超える木造建築物は、主要構造部を耐火構造にしなければならないが、当該建築物は使用構造部が耐火構造ではない。	・電気配線の改修 ・感震ブレイカーの設置 ・自動火災報知設備、ガス漏れ検知機、非常放送設備の設置 ・消火器、スプリンクラーの設置 ・誘導灯の設置 ・非常用照明の設置 ・厨房周りの不燃化 ・火気使用室の限定(厨房のみ) ・喫煙場所の指定 ・避難訓練、消火訓練の実施(年2回) ・避難マニュアルの整備	法第27条/令第126条の2/令第128条の5/令第21条/令第114条	○		p 33	高さが13m又は軒の高さが9mを超える木造建築物は、主要構造部を耐火構造にしなければならないが、当該建築物は主要構造部が耐火構造ではない。	・電気配線の改修 ・感震ブレイカーの設置 ・自動火災報知設備、ガス漏れ検知機、非常放送設備の設置 ・消火器、スプリンクラーの設置 ・誘導灯の設置 ・非常用照明の設置 ・厨房周りの不燃化 ・火気使用室の限定(厨房のみ) ・喫煙場所の指定 ・避難訓練、消火訓練の実施(年2回) ・避難マニュアルの整備	法第27条/令第126条の2/令第128条の5/令第21条/令第114条	○		p 33
		高さが13m又は軒の高さが9mを超える木造建築物は、主要構造部を耐火構造にしなければならないが、当該建築物は使用構造部が耐火構造ではない。	・火気使用の内陣との間を防火シャッターで二重に区画し、出火の低減を図る ・漏電遮断器を設置 ・電気配線の改修 ・消火器及び自動火災報知設備を設置 ・誘導灯又は誘導標識の設置 ・ハンドマイクの設置 ・基礎下部ビットに消防水利を確保 ・外陣には火気使用室を設けない ・全館禁煙		○		-	高さが13m又は軒の高さが9mを超える木造建築物は、主要構造部を耐火構造にしなければならないが、当該建築物は主要構造部が耐火構造ではない。	・火気使用の内陣との間を防火シャッターで二重に区画し、出火の低減を図る ・漏電遮断器を設置 ・電気配線の改修 ・消火器及び自動火災報知設備を設置 ・誘導灯又は誘導標識の設置 ・ハンドマイクの設置 ・基礎下部ビットに消防水利を確保 ・外陣には火気使用室を設けない ・全館禁煙		○		-
		法第22条の指定区域内にある建築物であるため、屋根の不燃化が求められるが、屋根が茅葺屋根であり、防火性能を有していない。	防災計画の策定による防火対策。 ・出火防止(日常の火気使用制限、使用時、使用後の確認の徹底、自動火災報知器、消火器、住宅用スプリンクラーの設置)等 ・延焼防止(既設、新設の消火栓による初期消火の実施、敷地境界に生垣、植栽など遮断物を設置)等	法第23条/法第28条/法第48条/令第128条の5	○		p 12	法第22条の指定区域内にある建築物であるため、屋根の不燃化が求められるが、屋根が茅葺屋根であり、防火性能を有していない。	防災計画の策定による防火対策。 ・出火防止(日常の火気使用制限、使用時、使用後の確認の徹底、自動火災報知器、消火器、住宅用スプリンクラーの設置)等 ・延焼防止(既設、新設の消火栓による初期消火の実施、敷地境界に生垣、植栽など遮断物を設置)等	法第23条/法第28条/法第48条/令第128条の5	○		p 12
		法第22条の指定区域内にある建築物であるため、屋根の不燃化が求められるが、屋根が茅葺屋根であり、防火性能を有していない。	・放水銃を設置		○		p 101	法第22条の指定区域内にある建築物であるため、屋根の不燃化が求められるが、屋根が茅葺屋根であり、防火性能を有していない。	・放水銃を設置		○		p 101
法第22条の指定区域内にある大規模木造建築物である特殊建築物(集会所)であるため、屋根・外壁・軒裏の不燃化が求められるが、屋根、外壁、軒裏に防火性能を有していない。	防災計画の策定による防火対策。 ・出火防止(火気使用場所を本館1階のみに制限し、集中管理を実施) ・火災拡大防止(屋内消火栓、消火器、自動火災放置機等の設置) ・管理面での措置(建物使用時に管理者が常駐し、避難誘導の実施、利用人数を把握し、適切な係員人数で避難誘導を実施) ・利用箇所は本館RC部分に限定し、木造部分は利用しない	法第23条/法第24条/法第25条/法第26条/令第126条の2/令第128条の5/令第129条の2の6	○		-	法第22条の指定区域内にある大規模木造建築物である特殊建築物(集会所)であるため、屋根、外壁、軒裏の不燃化が求められるが、屋根、外壁、軒裏に防火性能を有していない。	防災計画の策定による防火対策。 ・出火防止(火気使用場所を本館1階のみに制限し、集中管理を実施) ・火災拡大防止(屋内消火栓、消火器、自動火災報知機等の設置) ・管理面での措置(建物使用時に管理者が常駐し、避難誘導の実施、利用人数を把握し、適切な係員人数で避難誘導を実施) ・利用箇所は本館RC部分に限定し、木造部分は利用しない	法第23条/法第24条/法第25条/法第26条/令第126条の2/令第128条の5/令第129条の2の6	○		-		

頁	訂正箇所	誤					正							
		歴史的建築物の活用にあたり適法が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置	関係するその他の規定	根拠条例 右記以外の条例	文化財保護条例	別冊事例集頁	歴史的建築物の活用にあたり適法が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置	関係するその他の規定	根拠条例 右記以外の条例	文化財保護条例	別冊事例集頁	
62	上から1・2・5段目の事例 【安全性確保のための主な代替措置（アンダーライン部分）】  上から2段目の事例 【関係するその他の規定修正（アンダーライン部分）】	法第22条の指定区域内にある木造建築物であるため、外壁の延焼のおそれのある部分は準防火構造であることが求められるが、外壁が準防火構造になっていない。	防災計画の策定による防火対策。 ・出火防止（日常の火器使用制限、使用時、使用後の確認の徹底、自動火災報知器、消火器、住宅用スプリンクラーの設置）等 ・延焼防止（既設、新設の消火栓による初期消火の実施、敷地境界に生垣、植栽など社団物を設置）等	法第22条/法第28条/法第48条/令第128条の5	○		p 12	法第22条の指定区域内にある木造建築物であるため、外壁の延焼のおそれのある部分は準防火構造であることが求められるが、外壁が準防火構造になっていない。	防災計画の策定による防火対策。 ・出火防止（日常の火器使用制限、使用時、使用後の確認の徹底、自動火災報知器、消火器、住宅用スプリンクラーの設置）等 ・延焼防止（既設、新設の消火栓による初期消火の実施、敷地境界に生垣、植栽など社団物を設置）等	法第22条/法第28条/法第48条/令第128条の5	○		p 12	
		法第22条の指定区域内にある大規模木造建築物である特殊建築物（集会所）であるため、屋根・外壁・軒裏の不燃化が求められるが、屋根、外壁、軒裏に防火性能を有していない。	防災計画の策定による防火対策。 ・出火防止（火器使用場所を本館1階のみに制限し、集中管理を実施） ・火災拡大防止（屋内消火栓、消火器、自動火災放置機等の設置） ・管理面での措置（建物使用時に管理者が常駐し、避難誘導の実施、利用人数を把握し、適切な係員人数で避難誘導を実施） ・利用箇所は本館RC部分に限定し、木造部分は利用しない		○		-		法第22条の指定区域内にある大規模木造建築物である特殊建築物（集会所）であるため、屋根・外壁・軒裏の不燃化が求められるが、屋根、外壁、軒裏に防火性能を有していない。	防災計画の策定による防火対策。 ・出火防止（火器使用場所を本館1階のみに制限し、集中管理を実施） ・火災拡大防止（屋内消火栓、消火器、自動火災放置機等の設置） ・管理面での措置（建物使用時に管理者が常駐し、避難誘導の実施、利用人数を把握し、適切な係員人数で避難誘導を実施） ・利用箇所は本館RC部分に限定し、木造部分は利用しない	法第22条/法第24条/法第25条/法第26条/令第126条の2/令第128条の5/令第129条の2の6	○		-
		法第22条の指定区域内の木造建築物等である特殊建築物の外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならないが、防火構造になっていない。	・全館禁煙 ・湯沸器を電磁器具化 ・消火器の適正配置 ・煙感知器の設置 ・隣地境界内側に常緑樹の植樹 ・他の敷地内建物は防火構造		○		p 78		法第22条の指定区域内の木造建築物等である特殊建築物の外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならないが、防火構造になっていない。	・全館禁煙 ・湯沸器を電磁器具化 ・消火器の適正配置 ・煙感知器の設置 ・隣地境界内側に常緑樹の植樹 ・他の敷地内建物は防火構造		○		p 78
		法第22条区域内の木造建築物等である集会所の外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならないが、防火構造になっていない。	・敷地内は禁煙とし、火気使用の禁止 （敷地内に広い庭があり、延焼の可能性は低い）		○		-		法第22条区域内の木造建築物等である集会所の外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならないが、防火構造になっていない。	・敷地内は禁煙とし、火気使用の禁止 （敷地内に広い庭があり、延焼の可能性は低い）		○		-
		法第22条の指定区域内にある大規模木造建築物である特殊建築物（集会所）であるため、屋根・外壁・軒裏の不燃化が求められるが、屋根、外壁、軒裏に防火性能を有していない。	防災計画の策定による防火対策。 ・出火防止（火器使用場所を本館1階のみに制限し、集中管理を実施） ・火災拡大防止（屋内消火栓、消火器、自動火災放置機等の設置） ・管理面での措置（建物使用時に管理者が常駐し、避難誘導の実施、利用人数を把握し、適切な係員人数で避難誘導を実施） ・利用箇所は本館RC部分に限定し、木造部分は利用しない	法第22条/法第23条/法第25条/法第26条/令第126条の2/令第128条の5/令第129条の2の6	○		-		法第22条の指定区域内にある大規模木造建築物である特殊建築物（集会所）であるため、屋根・外壁・軒裏の不燃化が求められるが、屋根、外壁、軒裏に防火性能を有していない。	防災計画の策定による防火対策。 ・出火防止（火器使用場所を本館1階のみに制限し、集中管理を実施） ・火災拡大防止（屋内消火栓、消火器、自動火災放置機等の設置） ・管理面での措置（建物使用時に管理者が常駐し、避難誘導の実施、利用人数を把握し、適切な係員人数で避難誘導を実施） ・利用箇所は本館RC部分に限定し、木造部分は利用しない	法第22条/法第23条/法第25条/法第26条/令第126条の2/令第128条の5/令第129条の2の6	○		-
		延べ面積の合計が1,000㎡超の木造建築物等は、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならないが、防火構造になっていない。	・自動火災報知設備の設置 ・屋内消火栓、屋外消火栓、スプリンクラーの設置 ・放水銃、ドレンチャーの更新 ・増築施設に約600トンの消火水槽を確保 ・火気使用箇所の限定 ・全館禁煙		○		-		延べ面積の合計が1,000㎡超の木造建築物等は、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならないが、防火構造になっていない。	・自動火災報知設備の設置 ・屋内消火栓、屋外消火栓、スプリンクラーの設置 ・放水銃、ドレンチャーの更新 ・増築施設に約600トンの消火水槽を確保 ・火気使用箇所の限定 ・全館禁煙		○		-
		延べ面積の合計が1,000㎡超の木造建築物等は、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならないが、化粧板張りで性能を満たさない。	・自動火災報知設備、消火器及び新たな火災通報設備や屋内消火栓易操作性1号消火栓を設置	法第26条/令第128条の5	○		p 93		延べ面積の合計が1,000㎡超の木造建築物等は、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならないが、化粧板張りで性能を満たさない。	・自動火災報知設備、消火器及び新たな火災通報設備や屋内消火栓易操作性1号消火栓を設置	法第26条/令第128条の5	○		p 93
		延べ面積の合計が1,000㎡超の木造建築物等は、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならないが、防火構造になっていない。	・接続して増築する厨房にスプリンクラー設置 ・消火器、消火栓、放水銃の設置 ・自動火災報知設備の設置 ・消防車両進入門の新設 ・24時間体制での警備員の配置 ・全館禁煙 ・構内喫煙場所の指定 ・夜間利用無 ・定期的な消火・防災訓練の実施		○		-		延べ面積の合計が1,000㎡超の木造建築物等は、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならないが、防火構造になっていない。	・接続して増築する厨房にスプリンクラー設置 ・消火器、消火栓、放水銃の設置 ・自動火災報知設備の設置 ・消防車両進入門の新設 ・24時間体制での警備員の配置 ・全館禁煙 ・構内喫煙場所の指定 ・夜間利用無 ・定期的な消火・防災訓練の実施		○		-

頁	訂正箇所	誤					正				
		歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置	関係するその他の規定	根拠条例 右記以外の条例 文化財保護条例	別冊事例集頁	歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置	関係するその他の規定	根拠条例 右記以外の条例 文化財保護条例	別冊事例集頁
64	上から1・4段目の事例【安全性確保のための主な代替措置（アンダーライン部分）】	法第22条の指定区域内にある大規模木造建築物である特殊建築物（集会所）であるため、屋根・外壁・軒裏の不燃化が求められるが、屋根、外壁、軒裏に防火性能を有していない。	防災計画の策定による防火対策。 ・ 出火防止（火器使用場所を本館1階のみに制限し、集中管理を実施） ・ 火災拡大防止（屋内消火栓、消火器、自動火災放置機等の設置） ・ 管理面での措置（建物使用時に管理者が常駐し、避難誘導の実施、利用人数を把握し、適切な係員人数で避難誘導を実施） ・ 利用箇所は本館RC部分に限定し、木造部分は利用しない	法第22条/法第23条/法第24条/法第26条/令第126条の2/令第128条の5/令第129条の2の6	○	-	法第22条の指定区域内にある大規模木造建築物である特殊建築物（集会所）であるため、屋根・外壁・軒裏の不燃化が求められるが、屋根、外壁、軒裏に防火性能を有していない。	防災計画の策定による防火対策。 ・ 出火防止（火器使用場所を本館1階のみに制限し、集中管理を実施） ・ 火災拡大防止（屋内消火栓、消火器、自動火災放置機等の設置） ・ 管理面での措置（建物使用時に管理者が常駐し、避難誘導の実施、利用人数を把握し、適切な係員人数で避難誘導を実施） ・ 利用箇所は本館RC部分に限定し、木造部分は利用しない	法第22条/法第23条/法第24条/法第26条/令第126条の2/令第128条の5/令第129条の2の6	○	-
		延べ面積が1,000㎡超の木造建築物等は、防火壁により有効に区画しなければならないが、防火壁の未設置又は構造が準耐火建築物以上ではない。	・ 自動火災報知設備の設置 ・ 屋内消火栓、屋外消火栓、スプリンクラーの設置 ・ 放水銃、ドレンチャーの更新 ・ 増設施設に約600トンの消火水槽を確保 ・ 火気使用箇所の限定 ・ 全館禁煙		○	-	延べ面積が1,000㎡超の木造建築物等は、防火壁により有効に区画しなければならないが、防火壁の未設置又は構造が準耐火建築物以上ではない。	・ 自動火災報知設備の設置 ・ 屋内消火栓、屋外消火栓、スプリンクラーの設置 ・ 放水銃、ドレンチャーの更新 ・ 増設施設に約600トンの消火水槽を確保 ・ 火気使用箇所の限定 ・ 全館禁煙		○	-
		延べ面積が1,000㎡超の木造建築物等は、防火壁により有効に区画しなければならないが、防火壁の未設置又は構造が準耐火建築物以上ではない。	・ 自動火災報知設備、消火器及び新たな火災通報設備や屋内消火栓易操作性1号消火栓を設置	法第25条/令第128条の5	○	p.93	延べ面積が1,000㎡超の木造建築物等は、防火壁により有効に区画しなければならないが、防火壁の未設置又は構造が準耐火建築物以上ではない。	・ 自動火災報知設備、消火器及び新たな火災通報設備や屋内消火栓易操作性1号消火栓を設置	法第25条/令第128条の5	○	p.93
		延べ面積が1,000㎡を超える建築物であるため、防火壁による区画が求められるが、防火壁による区画がなされていない。	防災計画の策定による防火対策。 ・ 出火防止（火器使用場所を本館1階のみに制限し、集中管理を実施） ・ 火災拡大防止（屋内消火栓、消火器、自動火災放置機等の設置） ・ 管理面での措置（建物使用時に管理者が常駐し、避難誘導の実施、利用人数を把握し、適切な係員人数で避難誘導を実施） ・ 利用箇所は本館RC部分に限定し、木造部分は利用しない	法第22条/法第23条/法第24条/法第25条/令第126条の2/令第128条の5/令第129条の2の6	○	-	延べ面積が1,000㎡を超える建築物であるため、防火壁による区画が求められるが、防火壁による区画がなされていない。	防災計画の策定による防火対策。 ・ 出火防止（火器使用場所を本館1階のみに制限し、集中管理を実施） ・ 火災拡大防止（屋内消火栓、消火器、自動火災放置機等の設置） ・ 管理面での措置（建物使用時に管理者が常駐し、避難誘導の実施、利用人数を把握し、適切な係員人数で避難誘導を実施） ・ 利用箇所は本館RC部分に限定し、木造部分は利用しない	法第22条/法第23条/法第24条/法第25条/令第126条の2/令第128条の5/令第129条の2の6	○	-
		3階以上にホテル用途を有する建築物は主要構造部を耐火構造にしなければならないが、当該建築物は主要構造部が耐火構造ではない。	・ 電気配線の改修 ・ 感震ブレーカーの設置 ・ 自動火災報知設備、ガス漏れ検知機、非常放送設備の設置 ・ 消火器、スプリンクラーの設置 ・ 誘導灯の設置 ・ 非常用照明の設置 ・ 厨房周りの不燃化	法第21条/令第126条の2/令第128条の5/令第21条/令第114条	○	p.33	3階以上にホテル用途を有する建築物は主要構造部を耐火構造にしなければならないが、当該建築物は主要構造部が耐火構造ではない。	・ 電気配線の改修 ・ 感震ブレーカーの設置 ・ 自動火災報知設備、ガス漏れ検知機、非常放送設備の設置 ・ 消火器、スプリンクラーの設置 ・ 誘導灯の設置 ・ 非常用照明の設置 ・ 厨房周りの不燃化	法第21条/令第126条の2/令第128条の5/令第21条/令第114条	○	p.33
		3階部分が集会場の用途に供する場合、耐火建築物としなければならないが、構造制限を満たしていない。	・ 2方向避難を確保 ・ 敷地内の火気使用の禁止 ・ 施設利用者数の制限など管理運営面での配慮	令第112条	○	-	3階部分が集会場の用途に供する場合、耐火建築物としなければならないが、構造制限を満たしていない。	・ 2方向避難を確保 ・ 敷地内の火気使用の禁止 ・ 施設利用者数の制限など管理運営面での配慮	令第112条	○	-
		居室には換気のための窓・開口部が求められるが、一部の居室の開口部は居室の床面積の1/20未満となっており、居室の換気には有効な開口部が不足している。	防災計画の策定による防火対策。 ・ 出火防止（日常の火気使用制限、使用時、使用後の確認の徹底、自動火災報知器、消火器、住宅用スプリンクラーの設置）等 ・ 延焼防止（既設、新設の消火栓による初期消火の実施、敷地境界に生垣、植栽など遮断物を設置）等	法第22条/法第23条/法第48条/令第128条の5	○	p.12	居室には換気のための窓・開口部が求められるが、一部の居室の開口部は居室の床面積の1/20未満となっており、居室の換気には有効な開口部が不足している。	防災計画の策定による防火対策。 ・ 出火防止（日常の火気使用制限、使用時、使用後の確認の徹底、自動火災報知器、消火器、住宅用スプリンクラーの設置）等 ・ 延焼防止（既設、新設の消火栓による初期消火の実施、敷地境界に生垣、植栽など遮断物を設置）等	法第22条/法第23条/法第48条/令第128条の5	○	p.12
		集会所の居室には採光及び換気のための窓・開口部が求められるが、一部の居室の開口部は居室の採光・換気有効な開口面積が不足している。	文化財としての価値を保存するため、既存のままとする。管理面での措置を行う。 ・ 採光：非常照明を設置し、避難に支障のない照度を確保 ・ 換気：外気に面する窓を有する隣接居室と一体使用とするため、一定の換気は可能。厨房は調理用換気扇による換気が可能		○	-	集会所の居室には採光及び換気のための窓・開口部が求められるが、一部の居室の開口部は居室の採光・換気有効な開口面積が不足している。	文化財としての価値を保存するため、既存のままとする。管理面での措置を行う。 ・ 採光：非常照明を設置し、避難に支障のない照度を確保 ・ 換気：外気に面する窓を有する隣接居室と一体使用とするため、一定の換気は可能。厨房は調理用換気扇による換気が可能		○	-

頁	訂正箇所	誤					正						
		歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置	関係するその他の規定	根拠条例 右記以外の条例 文化財保護条例	別冊事例集頁	歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置	関係するその他の規定	根拠条例 右記以外の条例 文化財保護条例	別冊事例集頁		
68	上から5段目の事例【安全性確保のための主な代替措置（アンダーライン部分）】	ホテル用途を有する特殊建築物で、延べ面積が500㎡を超えるもの、階数が3以上で延べ面積が500㎡を超える建築物は、排煙設備を設けなければならないが、当該建築物は排煙設備を有していない。	・電気配線の改修 ・感震ブレーカーの設置 ・自動火災報知設備、ガス漏れ検知機、非常放送設備の設置 ・消火器、スプリンクラーの設置 ・誘導灯の設置 ・非常用照明の設置 ・厨房周りの不燃化	法第21条/法第27条/令第128条の5/令第21条/令第114条	○		p 33	ホテル用途を有する特殊建築物で、延べ面積が500㎡を超えるもの、階数が3以上で延べ面積が500㎡を超える建築物は、排煙設備を設けなければならないが、当該建築物は排煙設備を有していない。	・電気配線の改修 ・感震ブレーカーの設置 ・自動火災報知設備、ガス漏れ検知機、非常放送設備の設置 ・消火器、スプリンクラーの設置 ・誘導灯の設置 ・非常用照明の設置 ・厨房周りの不燃化	法第21条/法第27条/令第128条の5/令第21条/令第114条	○		p 33
		集会場で延べ面積が500㎡を超える場合、排煙設備を設置、又は防煙壁によって区画しなければならないが、不燃性能を満たす防煙区画が形成されていない。	・火災の早期発見・初期消火対策として、屋内消火栓、消火器、自動火災報知機等の防災設備を設置する。 ・建物使用時は管理者が常駐し、利用者を安全に避難誘導する。	令第128条の5	○		-	集会場で延べ面積が500㎡を超える場合、排煙設備を設置、又は防煙壁によって区画しなければならないが、不燃性能を満たす防煙区画が形成されていない。	・火災の早期発見・初期消火対策として、屋内消火栓、消火器、自動火災報知機等の防災設備を設置する。 ・建物使用時は管理者が常駐し、利用者を安全に避難誘導する。	令第128条の5	○		-
		特殊建築物で延べ面積が500㎡を超える場合、排煙設備を設置しなければならないが、既存の各室及び廊下の開口部は、自然排煙としての有効面積が不足している。	・既設窓からの自然排煙に加え、内装制限を不燃材料とし、法の規定より強化		○		p 72	特殊建築物で延べ面積が500㎡を超える場合、排煙設備を設置しなければならないが、既存の各室及び廊下の開口部は、自然排煙としての有効面積が不足している。	・既設窓からの自然排煙に加え、内装制限を不燃材料とし、法の規定より強化		○		p 72
		無窓居室を有するため、排煙設備を設置しなければならないが、既存の開口部では有効面積が不足している。	文化財としての価値を保存するため、既存のままとする。 ・火気不使用 ・見学範囲の制限等、管理・運営面での措置	法第62条	○		p 85	無窓居室を有するため、排煙設備を設置しなければならないが、既存の開口部では有効面積が不足している。	文化財としての価値を保存するため、既存のままとする。 ・火気不使用 ・見学範囲の制限等、管理・運営面での措置	法第62条	○		p 85
		特殊建築物（集会所）で延べ面積が500㎡を超える場合、排煙設備を設置しなければならないが、間仕切壁が所要の不燃性能を満たしておらず、求められる構造を有していない。	防災計画の策定による防火対策。 ・出火防止（火器使用場所を本館1階のみに制限し、集中管理を実施） ・火災拡大防止（屋内消火栓、消火器、自動火災放置機等の設置） ・管理面での措置（建物使用時に管理者が常駐し、避難誘導の実施、利用人数を把握し、適切な係員人数で避難誘導を実施） ・利用箇所は本館 RC 部分に限定し、木造部分は利用しない	法第22条/法第23条/法第24条/法第25条/法第26条/令第128条の5/令第129条の2の6	○		-	特殊建築物（集会所）で延べ面積が500㎡を超える場合、排煙設備を設置しなければならないが、間仕切壁が所要の不燃性能を満たしておらず、求められる構造を有していない。	防災計画の策定による防火対策。 ・出火防止（火器使用場所を本館1階のみに制限し、集中管理を実施） ・火災拡大防止（屋内消火栓、消火器、自動火災報知機等の設置） ・管理面での措置（建物使用時に管理者が常駐し、避難誘導の実施、利用人数を把握し、適切な係員人数で避難誘導を実施） ・利用箇所は本館 RC 部分に限定し、木造部分は利用しない	法第22条/法第23条/法第24条/法第25条/法第26条/令第128条の5/令第129条の2の6	○		-
		同一敷地内の建物の延べ床面積が1000㎡を超える木造建築だが、建物周囲に幅員3m以上の敷地内通路が確保されていない。	・自動火災報知設備の設置 ・屋内消火栓、屋外消火栓、スプリンクラーの設置 ・放水銃、ドレンチャージャーの更新 ・増築施設に約600トンの消火水槽を確保 ・火気使用箇所の限定 ・全館禁煙		○		-	同一敷地内の建物の延べ床面積が1000㎡を超える木造建築だが、建物周囲に幅員3m以上の敷地内通路が確保されていない。	・自動火災報知設備の設置 ・屋内消火栓、屋外消火栓、スプリンクラーの設置 ・放水銃、ドレンチャージャーの更新 ・増築施設に約600トンの消火水槽を確保 ・火気使用箇所の限定 ・全館禁煙		○		-
		大規模木造に係る敷地内通路が確保できない	・接続して増築する厨房にスプリンクラーを設置 ・消火器、消火栓、放水銃の設置 ・自動火災報知設備の設置 ・消防車両進入門の新設 ・24時間体制での警備員の配置 ・全館禁煙 ・構内喫煙場所の指定 ・夜間利用無 ・定期的な消火・防災訓練の実施		○		-	大規模木造に係る敷地内通路が確保できない	・接続して増築する厨房にスプリンクラーを設置 ・消火器、消火栓、放水銃の設置 ・自動火災報知設備の設置 ・消防車両進入門の新設 ・24時間体制での警備員の配置 ・全館禁煙 ・構内喫煙場所の指定 ・夜間利用無 ・定期的な消火・防災訓練の実施		○		-

頁	訂正箇所	誤					正				
70	上から7段目の事例【歴史的建築物の活用にあたり適格だった現行規定(アンダーライン部分)】	歴史的建築物の活用にあたり適格だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置	関係するその他の規定	根拠条例 右記以外の条例	別冊事例集頁	歴史的建築物の活用にあたり適格だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置	関係するその他の規定	根拠条例 右記以外の条例	別冊事例集頁
		当該建築物は排煙口の開口が取れないため居室、廊下等は準不燃材以上にする必要があるが、不燃材料を使用していない。	・火気不使用等、管理面での措置を実施		○	p 80	当該建築物は排煙口の開口が取れないため居室、廊下等は準不燃材以上にする必要があるが、不燃材料を使用していない。	・火気不使用等、管理面での措置を実施		○	p 80
		特殊建築物(集会所)であるため、居室の壁及び天井に内装制限がかかるが、求められる防火性能を有していない。	防火計画の策定による防火対策。 ・出火防止(日常の火気使用制限、使用時、使用後の確認の徹底、自動火災報知器、消火器、住宅用スプリンクラーの設置)等 ・延焼防止(既設、新設の消火栓による初期消火の実施、敷地境界に生垣、植栽など遮断物を設置)等	法第22条/法第23条/法第28条/法第48条	○	p 12	特殊建築物(集会所)であるため、居室の壁及び天井に内装制限がかかるが、求められる防火性能を有していない。	防火計画の策定による防火対策。 ・出火防止(日常の火気使用制限、使用時、使用後の確認の徹底、自動火災報知器、消火器、住宅用スプリンクラーの設置)等 ・延焼防止(既設、新設の消火栓による初期消火の実施、敷地境界に生垣、植栽など遮断物を設置)等	法第22条/法第23条/法第28条/法第48条	○	p 12
		展示場の壁等の室内に面する部分の仕上げを難燃材料、居室から地上に通ずる主たる廊下等の壁等室内に面する部分の仕上げを準不燃材としなければならないが、準不燃又は難燃材料で仕上げられていない。	・放火防止のための機械警備		○	p 66	展示場の壁等の室内に面する部分の仕上げを難燃材料、居室から地上に通ずる主たる廊下等の壁等室内に面する部分の仕上げを準不燃材としなければならないが、準不燃又は難燃材料で仕上げられていない。	・放火防止のための機械警備		○	p 66
		内装制限を受ける調理室等を有するため、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材としなければならないが、既存の天井は木製又は竹藪子であり、準不燃材でない。	・火消壺、灰壺、鉄製の蓋等、鎮火用道具を常備 ・壁仕上げを左官壁とする		○	p 43	内装制限を受ける調理室等を有するため、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材としなければならないが、既存の天井は木製又は竹藪子であり、準不燃材でない。	・火消壺、灰壺、鉄製の蓋等、鎮火用道具を常備 ・壁仕上げを左官壁とする		○	p 43
		階数が1で床面積が3000㎡以上の建物だが、内装材が準不燃材でない。	・自動火災報知設備の設置 ・屋内消火栓、屋外消火栓、スプリンクラーの設置 ・放水銃、ドレンチャーの更新 ・増築施設に約600トンの消火水槽を確保 ・火気使用箇所の限定 ・全館禁煙		○	-	階数が1で床面積が3000㎡以上の建物だが、内装材が準不燃材でない。	・自動火災報知設備の設置 ・屋内消火栓、屋外消火栓、スプリンクラーの設置 ・放水銃、ドレンチャーの更新 ・増築施設に約600トンの消火水槽を確保 ・火気使用箇所の限定 ・全館禁煙		○	-
		博物館・集会場等の壁等の室内に面する部分の仕上げを難燃材料、居室から地上に通ずる主たる廊下等の壁等室内に面する部分の仕上げを不燃材としなければならないが、準不燃又は難燃材料で仕上げられていない。	・自動火災報知設備、消火器及び新たな火災通報設備や屋内消火栓易操作性1号消火栓を設置	法第25条/法第26条	○	p 93	博物館・集会場等の壁等の室内に面する部分の仕上げを難燃材料、居室から地上に通ずる主たる廊下等の壁等室内に面する部分の仕上げを不燃材としなければならないが、準不燃又は難燃材料で仕上げられていない。	・自動火災報知設備、消火器及び新たな火災通報設備や屋内消火栓易操作性1号消火栓を設置	法第25条/法第26条	○	p 93
		ホテル用途(200㎡)を有する特殊建築物では、壁天井の室内に面する内装の仕上げを防火上支障がないようにしなければならないが、当該建築物は不燃材料を使用していない。	・電気配線の改修 ・感震ブレーカーの設置 ・自動火災報知設備、ガス漏れ検知機、非常放送設備の設置 ・消火器、スプリンクラーの設置 ・誘導灯の設置 ・非常用照明の設置 ・厨房周りの不燃化	法第21条/法第27条/令第126条の2/令第21条/令第114条	○	p 33	ホテル用途(200㎡)を有する特殊建築物では、壁天井の室内に面する内装の仕上げを防火上支障がないようにしなければならないが、当該建築物は不燃材料を使用していない。	・電気配線の改修 ・感震ブレーカーの設置 ・自動火災報知設備、ガス漏れ検知機、非常放送設備の設置 ・消火器、スプリンクラーの設置 ・誘導灯の設置 ・非常用照明の設置 ・厨房周りの不燃化	法第21条/法第27条/令第126条の2/令第21条/令第114条	○	p 33
		展示場の壁等の室内に面する部分の仕上げを難燃材料、居室から地上に通ずる主たる廊下等の壁等室内に面する部分の仕上げを準不燃材としなければならないが、下見板張り仕上げで性能を満足していない。	・消火器の設置		○	p 7	展示場の壁等の室内に面する部分の仕上げを難燃材料、居室から地上に通ずる主たる廊下等の壁等室内に面する部分の仕上げを準不燃材としなければならないが、下見板張り仕上げで性能を満足していない。	・消火器の設置		○	p 7
		耐火建築物、準耐火建築物以外の建築物で、デイスーパー部分の床面積が200㎡以上のため、内装制限(居室の天井・壁の仕上げを難燃材としなければならない)がかかるが、現状は不適合である。	・感震ブレーカーの設置 ・非常用照明の設置 ・誘導灯の設置 ・自動火災報知設備の設置 ・消火器の設置		○	p 28	耐火建築物、準耐火建築物以外の建築物で、デイスーパー部分の床面積が200㎡以上のため、内装制限(居室の天井・壁の仕上げを難燃材としなければならない)がかかるが、現状は不適合である。	・感震ブレーカーの設置 ・非常用照明の設置 ・誘導灯の設置 ・自動火災報知設備の設置 ・消火器の設置		○	p 28

頁	訂正箇所	誤													正																											
		条項	建築概要					用途		工事種別					条項	建築概要					用途		工事種別																			
			構造 ※1			階数 ※1	延床面積 (㎡) ※1	建築年	従前	従後	新築	増築	改築	大規模の修繕		用途変更	構造 ※1			階数 ※1	延床面積 (㎡) ※1	建築年	従前	従後	新築	増築	改築	大規模の修繕	用途変更													
木造	R C造	その他	木造	R C造	その他																																					
71	上から9段目【「階段の手すり(令第25条)」の位置を移動】	特殊建築物等の内装(令第128条の5)	○一部木造			地上3階 地下1階	900	昭和初期	専用住宅	集会所									○	○一部木造				地上3階 地下1階	900	昭和初期	専用住宅	集会所												○		
			○旧館	○SRC造新館		4階(旧館) 4階(新館)	13,800 (2棟合計)	昭和初期	事務所	博物館 美術館 集会所 店舗 飲食店等			○								○	○旧館	○SRC造新館		4階(旧館) 4階(新館)	13,800 (2棟合計)	昭和初期	事務所	博物館 美術館 集会所 店舗 飲食店等			○								○		
			○一部木造			地上2階 地下1階	2,500	昭和初期	住宅	集会所			○別棟 ※5									○一部木造				地上2階 地下1階	2,500	昭和初期	住宅	集会所			○別棟 ※5							○		
		第2章の規定を実施し、又は補足するために必要な技術的基準(法第36条)																																								
		居室の天井の高さ(令第21条)	○			1階	130	明治後期～ 大正	飲食店	飲食店 ホテル※2			○※3	○別棟 ※4								○				1階	130	明治後期～ 大正	飲食店	飲食店 ホテル※2			○※3	○別棟 ※4								
		階段寸法(令第23条)		○旧館	○SRC造新館		4階(旧館) 4階(新館)	13,800 (2棟合計)	昭和初期	事務所	博物館 美術館 集会所 店舗 飲食店等			○								○旧館	○SRC造新館		4階(旧館) 4階(新館)	13,800 (2棟合計)	昭和初期	事務所	博物館 美術館 集会所 店舗 飲食店等			○									○	
		階段の手すり(令第25条)			○S造木造		2階	950	明治初期	小学校	物販店 飲食店			○										○S造木造		2階	950	明治初期	小学校	物販店 飲食店			○								○	
			○				2階	1,270	明治中期～ 後期	小学校	博物館 集会場			○※3									○			2階	1,270	明治中期～ 後期	小学校	博物館 集会場			○※3								○	
			○一部木造			地上3階 地下1階	900	昭和初期	専用住宅	集会所													○一部木造			地上3階 地下1階	900	昭和初期	専用住宅	集会所												○
		○一部木造			地上2階 地下1階	2,500	昭和初期	住宅	集会所			○別棟 ※5										○一部木造			地上2階 地下1階	2,500	昭和初期	住宅	集会所			○別棟 ※5									○	

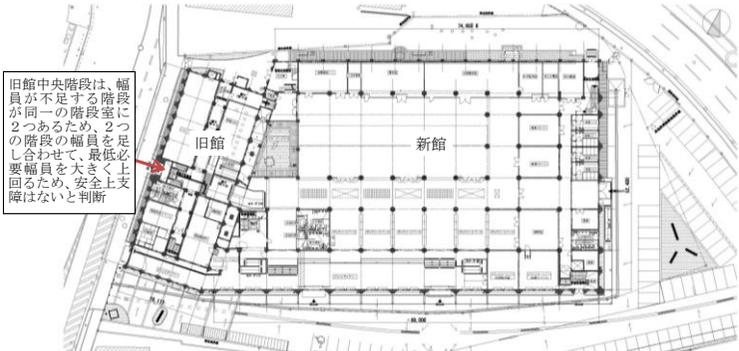
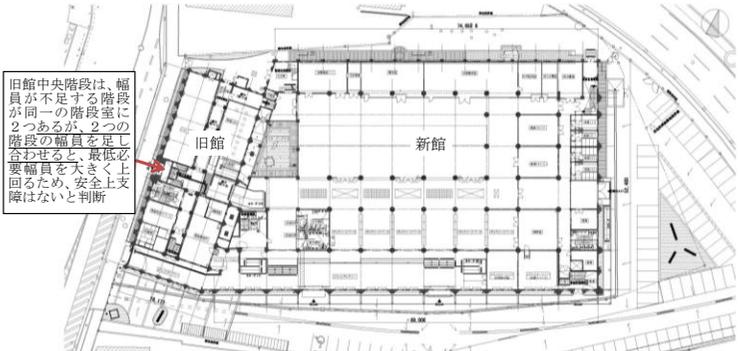
頁	訂正箇所	誤					正				
		歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置	関係するその他の規定	根拠条例 右記以外の条例	文化財保護条例	別冊事例集頁	歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置	関係するその他の規定	根拠条例 右記以外の条例
72	上から3段目の事例【安全性確保のための主な代替措置（アンダーライン部分）】	集会場の壁等の室内に面する部分の仕上げを難燃材料、居室から地上に通ずる主たる廊下等の壁等室内に面する部分の仕上げを不燃材料としなければならないが、準不燃又は難燃材料で仕上げていない。	・火災の早期覚知・初期消火対策として、屋内消火栓、消火器、自動火災報知機等の防災設備を設置 ・建物使用時は管理者が常駐し、利用者を安全に避難誘導	令第126条の2	○	-	集会場の壁等の室内に面する部分の仕上げを難燃材料、居室から地上に通ずる主たる廊下等の壁等室内に面する部分の仕上げを不燃材料としなければならないが、準不燃又は難燃材料で仕上げていない。	・火災の早期覚知・初期消火対策として、屋内消火栓、消火器、自動火災報知機等の防災設備を設置 ・建物使用時は管理者が常駐し、利用者を安全に避難誘導	令第126条の2	○	-
		特殊建築物のため内装制限がかかるが、旧館3階の一部居室（ワークショップルーム、セミナールーム）は不適合となっている。 ※平成28年度改修工事においてスプリンクラー設備を設置し、適合となった。	・火災が生じた際、その階にいる人が煙にさらされずに直通階段まで避難できることを計算（階避難安全検証法に準じた検証方法）で確認		○	p1	特殊建築物のため内装制限がかかるが、旧館3階の一部居室（ワークショップルーム、セミナールーム）は不適合となっている。 ※平成28年度改修工事においてスプリンクラー設備を設置し、適合となった。	・火災が生じた際、その階にいる人が煙にさらされずに直通階段まで避難できることを計算（階避難安全検証法に準じた検証方法）で確認		○	p1
		特殊建築物（集会所）であるため、居室の壁及び天井に内装制限がかかるが、既存の木質系の材料を継承して使用するホール、客室等の壁や天井等について、求められる防火性能を有していない。	防火計画の策定による防火対策。 ・出火防止（火器使用場所を本館1階のみに制限し、集中管理を実施） ・火災拡大防止（屋内消火栓、消火器、自動火災放置機等の設置） ・管理面での措置（建物使用時に管理者が常駐し、避難誘導の実施、利用人数を把握し、適切な係員人数で避難誘導を実施） ・利用箇所は本館RC部分に限定し、木造部分は利用しない	法第22条/法第23条/法第24条/法第25条/法第26条/令第126条の2/令第129条の2の6	○	-	特殊建築物（集会所）であるため、居室の壁及び天井に内装制限がかかるが、既存の木質系の材料を継承して使用するホール、客室等の壁や天井等について、求められる防火性能を有していない。	防火計画の策定による防火対策。 ・出火防止（火器使用場所を本館1階のみに制限し、集中管理を実施） ・火災拡大防止（屋内消火栓、消火器、自動火災放置機等の設置） ・管理面での措置（建物使用時に管理者が常駐し、避難誘導の実施、利用人数を把握し、適切な係員人数で避難誘導を実施） ・利用箇所は本館RC部分に限定し、木造部分は利用しない	法第22条/法第23条/法第24条/法第25条/法第26条/令第126条の2/令第129条の2の6	○	-
		居室の天井の高さは2.1m以上でなければならないが、当該建築物は居室の天井高さが2.1m未満である。	・電気配線の改修 ・感震ブレーカーの設置 ・自動火災報知設備、ガス漏れ検知機、非常放送設備の設置 ・消火器、スプリンクラーの設置 ・誘導灯の設置 ・非常用照明の設置 ・厨房周りの不燃化	法第21条/法第27条/令第126条の2/令第128条の5/令第114条	○	p33	居室の天井の高さは2.1m以上でなければならないが、当該建築物は居室の天井高さが2.1m未満である。	・電気配線の改修 ・感震ブレーカーの設置 ・自動火災報知設備、ガス漏れ検知機、非常放送設備の設置 ・消火器、スプリンクラーの設置 ・誘導灯の設置 ・非常用照明の設置 ・厨房周りの不燃化	法第21条/法第27条/令第126条の2/令第128条の5/令第114条	○	p33
		直上階の居室の床面積の合計が200㎡を超える建築物は階段の幅員が1,200mm以上でなければならないが、当該建築物の旧館中央階段の幅員は1,200mm未満である。	・幅員が不足する階段が同一の階段室に2つあるが、2つの幅員を足し合わせて、最低必要幅員を大きく上回るため、安全上支障はないと判断。		○	p1	直上階の居室の床面積の合計が200㎡を超える建築物は階段の幅員が1,200mm以上でなければならないが、当該建築物の旧館中央階段の幅員は1,200mm未満である。	・幅員が不足する階段が同一の階段室に2つあるが、2つの幅員を足し合わせて、最低必要幅員を大きく上回るため、安全上支障はないと判断。		○	p1
		直上階の居室の床面積の合計が200㎡を超える地上階の場合、20cm以上の蹴上げ、24cm以上の踏面が求められるが、既存階段の踏面寸法が規定値を満たしていない。	・増築部に適合寸法の直通階段を新設		○	p72	直上階の居室の床面積の合計が200㎡を超える地上階の場合、20cm以上の蹴上げ、24cm以上の踏面が求められるが、既存階段の踏面寸法が規定値を満たしていない。	・増築部に適合寸法の直通階段を新設		○	p72
		階段の踏面の寸法は用途に応じて26cm以上としなければならないが、長さが不足している。	・資料館（旧本館）の2階での、誘導員の配置や人数制限の実施	令第126条の2	○	p93	階段の踏面の寸法は用途に応じて26cm以上としなければならないが、長さが不足している。	・資料館（旧本館）の2階での、誘導員の配置や人数制限の実施	令第126条の2	○	p93
		階段には手すりの設置が求められるが、一部手すりのない箇所がある。	内部意匠の保存のため、既存のままとする。 ・手摺のない階段や階段端場は通常利用しない部分であるが、使用時には係員が注意喚起を行う。	令第126条	○	-	階段には手すりの設置が求められるが、一部手すりのない箇所がある。	内部意匠の保存のため、既存のままとする。 ・手摺のない階段や階段端場は通常利用しない部分であるが、使用時には係員が注意喚起を行う。	令第126条	○	-
階段には手すりの設置が求められるが、既存の階段に手すりが無い。	文化財としての価値を保存するため、既存のままとする。 ・手摺のない階段は避難に利用しない等、管理面での措置を行う。		○	-	階段には手すりの設置が求められるが、既存の階段に手すりが無い。	文化財としての価値を保存するため、既存のままとする。 ・手摺のない階段は避難に利用しない等、管理面での措置を行う。		○	-		

頁	訂正箇所	誤					正							
		歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置	関係するその他の規定	根拠条例 右記以外の条例	文化財保護条例	別冊事例集頁	歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置	関係するその他の規定	根拠条例 右記以外の条例	文化財保護条例	別冊事例集頁	
74	上から5段目の事例【安全性確保のための主な代替措置(アンダーライン部分)】	階段部分とその他の部分を準耐火構造の床等で区画しなければならないが、区画が未形成。	・2方向避難を確保 ・敷地内の火気使用の禁止 ・施設の利用者数の制限など管理運営面で配慮	法第27条	○		-	階段部分とその他の部分を準耐火構造の床等で区画しなければならないが、区画が未形成。	・2方向避難を確保 ・敷地内の火気使用の禁止 ・施設の利用者数の制限など管理運営面で配慮	法第27条	○		-	
		建築面積が300㎡を超える建築物の小室組みが木造である場合において桁行間隔12mごとに小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けなければならないが、当該建築物は隔壁が設けられていない。	・小屋裏内での延焼抑止を防止するため、土塗壁を小屋梁下まで立ち上げた		○		p 80	p 80	建築面積が300㎡を超える建築物の小室組みが木造である場合において桁行間隔12mごとに小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けなければならないが、当該建築物は隔壁が設けられていない。	・小屋裏内での延焼抑止を防止するため、土塗壁を小屋梁下まで立ち上げた		○		p 80
		階数が1で床面積が3000㎡以上の建物だが、内装材が準不燃でない。	・自動火災報知設備の設置 ・屋内消火栓、屋外消火栓、スプリンクラーの設置 ・放水銃、ドレンチャーの更新 ・増設施設に約600トンの消火水槽を確保 ・火気使用箇所の限定 ・全館禁煙		○		-	-	階数が1で床面積が3000㎡以上の建物だが、内装材が準不燃でない。	・自動火災報知設備の設置 ・屋内消火栓、屋外消火栓、スプリンクラーの設置 ・放水銃、ドレンチャーの更新 ・増設施設に約600トンの消火水槽を確保 ・火気使用箇所の限定 ・全館禁煙		○		-
		ホテルの用途に供する建築物の部分は、防火上必要な間仕切り壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達しなければならない。また、建築面積が300㎡を超える建築物の小室組みが木造である場合は、小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けなければならないが、当該建築物は準耐火構造の隔壁が無い。	・電気配線の改修 ・感震ブレーカーの設置 ・自動火災報知設備、ガス漏れ検知機、非常放送設備の設置 ・消火器、スプリンクラーの設置 ・誘導灯の設置 ・非常用照明の設置 ・厨房周りの不燃化	法第21条/法第27条/令第126条の2/令第128条の5/令第21条	○		p 33	p 33	ホテルの用途に供する建築物の部分は、防火上必要な間仕切り壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達しなければならない。また、建築面積が300㎡を超える建築物の小室組みが木造である場合は、小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けなければならないが、当該建築物は準耐火構造の隔壁が無い。	・電気配線の改修 ・感震ブレーカーの設置 ・自動火災報知設備、ガス漏れ検知機、非常放送設備の設置 ・消火器、スプリンクラーの設置 ・誘導灯の設置 ・非常用照明の設置 ・厨房周りの不燃化	法第21条/法第27条/令第126条の2/令第128条の5/令第21条	○		p 33
		特殊建築物(集会所)の居室には、政令で定める技術的基準に従って換気設備を設けなければならないが、既存の自然換気設備は求められる構造を有していない。	防災計画の策定による防火対策 ・出火防止(火器使用場所を本館1階のみに制限し、集中管理を実施) ・火災拡大防止(屋内消火栓、消火器、自動火災報知機等の設置) ・管理面での措置(建物使用時に管理者が常駐し、避難誘導の実施、利用人数を把握し、適切な係員人数で避難誘導を実施) ・利用箇所は本館RC部分に限定し、木造部分は利用しない	法第22条/法第23条/法第24条/法第25条/法第26条/令第128条の5/令第126条の2	○		-	-	特殊建築物(集会所)の居室には、政令で定める技術的基準に従って換気設備を設けなければならないが、既存の自然換気設備は求められる構造を有していない。	防災計画の策定による防火対策 ・出火防止(火器使用場所を本館1階のみに制限し、集中管理を実施) ・火災拡大防止(屋内消火栓、消火器、自動火災報知機等の設置) ・管理面での措置(建物使用時に管理者が常駐し、避難誘導の実施、利用人数を把握し、適切な係員人数で避難誘導を実施) ・利用箇所は本館RC部分に限定し、木造部分は利用しない	法第22条/法第23条/法第24条/法第25条/法第26条/令第128条の5/令第126条の2	○		-
		主要構造部等についてはJIS規格品等の指定建築材料を使用することが求められるが、JIS制定前の竣工のため、コンクリート・鉄筋ともにJIS規格品ではなく、建築材料の品質が適合しない。	・耐震診断を行い、柱・梁・壁の補強、構造スリット設置等による耐震補強を実施	法第20条/令第77条/令第78条の2/令第79条	○		p 53	p 53	主要構造部等についてはJIS規格品等の指定建築材料を使用することが求められるが、JIS制定前の竣工のため、コンクリート・鉄筋ともにJIS規格品ではなく、建築材料の品質が適合しない。	・耐震診断を行い、柱・梁・壁の補強、構造スリット設置等による耐震補強を実施	法第20条/令第77条/令第78条の2/令第79条	○		p 53
		道路に突き出して建築をしてはならないが、当該建築物は軒先が道路に突出している。	文化財としての価値を保存するため、既存のままとする。新たに不適合部分を生じさせず、既存不適格の継続とする。		○		p 18	p 18	道路に突き出して建築をしてはならないが、当該建築物は軒先が道路に突出している。	文化財としての価値を保存するため、既存のままとする。新たに不適合部分を生じさせず、既存不適格の継続とする。		○		p 18
		第一種低層住居専用地域にあるため、用途地域制限により、集会所への用途変更が認められていない。	防災計画の策定による防火対策 ・出火防止(日常の火気使用制限、使用時、使用後の確認の徹底、自動火災報知器、消火器、住宅用スプリンクラーの設置)等 ・延焼防止(既設、新設の消火栓による初期消火の実施、敷地境界に生垣、植栽など遮断物を設置)等	法第22条/法第23条/法第28条/令第128条の5	○		p 12	p 12	第一種低層住居専用地域にあるため、用途地域制限により、集会所への用途変更が認められていない。	防災計画の策定による防火対策 ・出火防止(日常の火気使用制限、使用時、使用後の確認の徹底、自動火災報知器、消火器、住宅用スプリンクラーの設置)等 ・延焼防止(既設、新設の消火栓による初期消火の実施、敷地境界に生垣、植栽など遮断物を設置)等	法第22条/法第23条/法第28条/令第128条の5	○		p 12
		第一種低層住居専用地域に集会場は建築してはならないが、用途変更後の用途は集会場である。	周辺環境への配慮を目的とした建物の利用制限 ・期間限定・予約制による一般観覧等社会教育的な事業実施が基本 ・利用期間及び利用時間の制限、事前予約制、使用人数の制限等		○		-	-	第一種低層住居専用地域に集会場は建築してはならないが、用途変更後の用途は集会場である。	周辺環境への配慮を目的とした建物の利用制限 ・期間限定・予約制による一般観覧等社会教育的な事業実施が基本 ・利用期間及び利用時間の制限、事前予約制、使用人数の制限等		○		-
		第一種低層住居専用地域にあるため、用途地域制限により、集会所への用途変更が認められていない。	周辺環境への配慮を目的とした管理面での措置を行う。		○		-	-	第一種低層住居専用地域にあるため、用途地域制限により、集会所への用途変更が認められていない。	周辺環境への配慮を目的とした管理面での措置を行う。		○		-

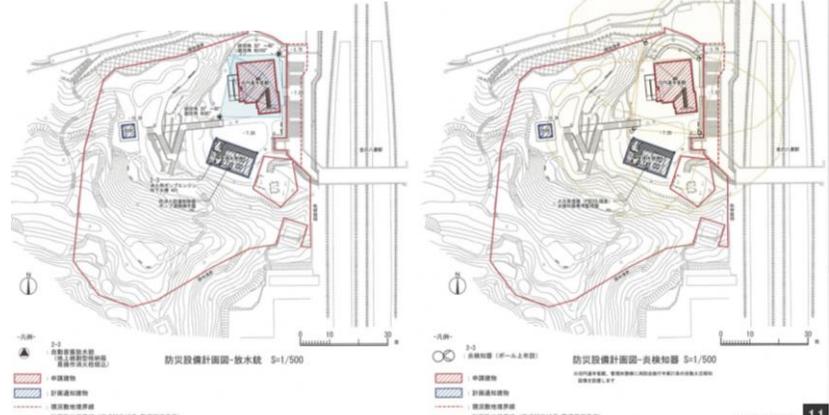
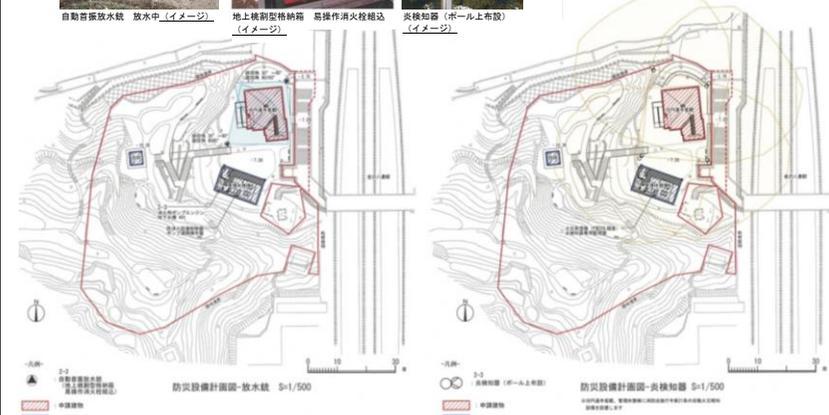
「歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン 別冊事例集」修正対応表

平成30年7月11日

頁	修正箇所	旧	新
表紙裏	表紙写真9の建物名称	9：大手会館（旧氷上高等小学校校舎）／ P72	9： <u>たんば黎明館</u> （旧氷上高等小学校校舎）／ P72
i	目次、兵庫県・事例4-2の建物名称	事例4-2 大手会館（旧氷上高等小学校校舎）	事例4-2 <u>たんば黎明館</u> （旧氷上高等小学校校舎）

頁	修正箇所	旧	新																																
1	神戸市・事例1-1  【歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定、安全性格のための主な代替措置（アンダーライン部分）】	<table border="1"> <tr> <td>事例 1-1</td> <td><b>旧神戸生糸検査所 (デザイン・クリエイティブセンター神戸)</b></td> <td>所在地</td> <td>兵庫県神戸市</td> </tr> <tr> <td>条例の種類</td> <td colspan="3">神戸市都市景観条例</td> </tr> <tr> <td>抵触事項</td> <td colspan="3">令第23条/令第128条の5</td> </tr> <tr> <td>建物概要・活用方法等</td> <td colspan="3">当該建物の旧館は垂直線を強調するチューダー・ゴシック様式、新館はネオ・ゴシック様式で、威厳のある特徴的なデザインは、近代神戸の歴史を物語る貴重な近代化建築遺産である。この建物を保存・改修し、クリエイターや市民・事業者が訪れ、利用する拠点施設として整備（用途変更を実施）し、利活用を図る。</td> </tr> </table>	事例 1-1	<b>旧神戸生糸検査所 (デザイン・クリエイティブセンター神戸)</b>	所在地	兵庫県神戸市	条例の種類	神戸市都市景観条例			抵触事項	令第23条/令第128条の5			建物概要・活用方法等	当該建物の旧館は垂直線を強調するチューダー・ゴシック様式、新館はネオ・ゴシック様式で、威厳のある特徴的なデザインは、近代神戸の歴史を物語る貴重な近代化建築遺産である。この建物を保存・改修し、クリエイターや市民・事業者が訪れ、利用する拠点施設として整備（用途変更を実施）し、利活用を図る。			<table border="1"> <tr> <td>事例 1-1</td> <td><b>旧神戸生糸検査所 (デザイン・クリエイティブセンター神戸)</b></td> <td>所在地</td> <td>兵庫県神戸市</td> </tr> <tr> <td>条例の種類</td> <td colspan="3">神戸市都市景観条例</td> </tr> <tr> <td>抵触事項</td> <td colspan="3">令第23条/令第128条の5</td> </tr> <tr> <td>建物概要・活用方法等</td> <td colspan="3">当該建物の旧館は垂直線を強調するチューダー・ゴシック様式、新館はネオ・ゴシック様式で、威厳のある特徴的なデザインは、近代神戸の歴史を物語る貴重な近代化建築遺産である。この建物を保存・改修し、クリエイターや市民・事業者が訪れ、利用する拠点施設として整備（用途変更を実施）し、利活用を図る。</td> </tr> </table>	事例 1-1	<b>旧神戸生糸検査所 (デザイン・クリエイティブセンター神戸)</b>	所在地	兵庫県神戸市	条例の種類	神戸市都市景観条例			抵触事項	令第23条/令第128条の5			建物概要・活用方法等	当該建物の旧館は垂直線を強調するチューダー・ゴシック様式、新館はネオ・ゴシック様式で、威厳のある特徴的なデザインは、近代神戸の歴史を物語る貴重な近代化建築遺産である。この建物を保存・改修し、クリエイターや市民・事業者が訪れ、利用する拠点施設として整備（用途変更を実施）し、利活用を図る。		
		事例 1-1	<b>旧神戸生糸検査所 (デザイン・クリエイティブセンター神戸)</b>	所在地	兵庫県神戸市																														
条例の種類	神戸市都市景観条例																																		
抵触事項	令第23条/令第128条の5																																		
建物概要・活用方法等	当該建物の旧館は垂直線を強調するチューダー・ゴシック様式、新館はネオ・ゴシック様式で、威厳のある特徴的なデザインは、近代神戸の歴史を物語る貴重な近代化建築遺産である。この建物を保存・改修し、クリエイターや市民・事業者が訪れ、利用する拠点施設として整備（用途変更を実施）し、利活用を図る。																																		
事例 1-1	<b>旧神戸生糸検査所 (デザイン・クリエイティブセンター神戸)</b>	所在地	兵庫県神戸市																																
条例の種類	神戸市都市景観条例																																		
抵触事項	令第23条/令第128条の5																																		
建物概要・活用方法等	当該建物の旧館は垂直線を強調するチューダー・ゴシック様式、新館はネオ・ゴシック様式で、威厳のある特徴的なデザインは、近代神戸の歴史を物語る貴重な近代化建築遺産である。この建物を保存・改修し、クリエイターや市民・事業者が訪れ、利用する拠点施設として整備（用途変更を実施）し、利活用を図る。																																		
		<p>1. 歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定と主な代替措置の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条項</th> <th>歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定</th> <th>安全性確保のための主な代替措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令第23条</td> <td>直上階の居室の床面積の合計が 200 ㎡を超える建築物は階段の幅員が 1,200mm以上でなければならないが、当該建築物の旧館中央階段の幅員は 1,200mm未満である。</td> <td>幅員が不足する階段が同一の階段室に2つあるため、2つの階段の幅員を足し合わせて、最低必要幅員を大きく上回るため、安全上支障はないと判断</td> </tr> <tr> <td>令第128条の5</td> <td>特殊建築物のため内装制限がかかるが、旧館3階の一部居室（ワークショップルーム、セミナールーム）は内装制限に不適合となっている。 ※平成 28 年度改修工事においてスプリンクラー設備を設置し、適合となった。</td> <td>火災が生じた際にその階にいる人が煙にさらされずに直通階段まで避難できることを計算（階避難安全検証法に準じた検証方法）で確認</td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>旧館</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>旧館 中央階段</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>新館</p> </div> </div>  <p>1 階平面図</p> <p style="font-size: small;">(出典：景観形成重要建築物等保存活用計画&lt;旧神戸生糸検査所&gt;)</p>	条項	歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置	令第23条	直上階の居室の床面積の合計が 200 ㎡を超える建築物は階段の幅員が 1,200mm以上でなければならないが、当該建築物の旧館中央階段の幅員は 1,200mm未満である。	幅員が不足する階段が同一の階段室に2つあるため、2つの階段の幅員を足し合わせて、最低必要幅員を大きく上回るため、安全上支障はないと判断	令第128条の5	特殊建築物のため内装制限がかかるが、旧館3階の一部居室（ワークショップルーム、セミナールーム）は内装制限に不適合となっている。 ※平成 28 年度改修工事においてスプリンクラー設備を設置し、適合となった。	火災が生じた際にその階にいる人が煙にさらされずに直通階段まで避難できることを計算（階避難安全検証法に準じた検証方法）で確認	<p>1. 歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定と主な代替措置の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条項</th> <th>歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定</th> <th>安全性確保のための主な代替措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令第23条</td> <td>直上階の居室の床面積の合計が 200 ㎡を超える建築物は階段の幅員が 1,200mm以上でなければならないが、当該建築物の旧館中央階段の幅員は 1,200mm未満である。</td> <td>幅員が不足する階段が同一の階段室に2つあるが、2つの階段の幅員を足し合わせると、最低必要幅員を大きく上回るため安全上支障はないと判断</td> </tr> <tr> <td>令第128条の5</td> <td>特殊建築物のため内装制限がかかるが、旧館3階の一部居室（ワークショップルーム、セミナールーム）は内装制限に不適合となっている。 ※平成 28 年度改修工事においてスプリンクラー設備を設置し、適合となった。</td> <td>火災が生じた際にその階にいる人が煙にさらされずに直通階段まで避難できることを計算（階避難安全検証法に準じた検証方法）で確認</td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>旧館</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>旧館 中央階段</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>新館</p> </div> </div>  <p>1 階平面図</p> <p style="font-size: small;">(出典：景観形成重要建築物等保存活用計画&lt;旧神戸生糸検査所&gt;)</p>	条項	歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置	令第23条	直上階の居室の床面積の合計が 200 ㎡を超える建築物は階段の幅員が 1,200mm以上でなければならないが、当該建築物の旧館中央階段の幅員は 1,200mm未満である。	幅員が不足する階段が同一の階段室に2つあるが、2つの階段の幅員を足し合わせると、最低必要幅員を大きく上回るため安全上支障はないと判断	令第128条の5	特殊建築物のため内装制限がかかるが、旧館3階の一部居室（ワークショップルーム、セミナールーム）は内装制限に不適合となっている。 ※平成 28 年度改修工事においてスプリンクラー設備を設置し、適合となった。	火災が生じた際にその階にいる人が煙にさらされずに直通階段まで避難できることを計算（階避難安全検証法に準じた検証方法）で確認														
条項	歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置																																	
令第23条	直上階の居室の床面積の合計が 200 ㎡を超える建築物は階段の幅員が 1,200mm以上でなければならないが、当該建築物の旧館中央階段の幅員は 1,200mm未満である。	幅員が不足する階段が同一の階段室に2つあるため、2つの階段の幅員を足し合わせて、最低必要幅員を大きく上回るため、安全上支障はないと判断																																	
令第128条の5	特殊建築物のため内装制限がかかるが、旧館3階の一部居室（ワークショップルーム、セミナールーム）は内装制限に不適合となっている。 ※平成 28 年度改修工事においてスプリンクラー設備を設置し、適合となった。	火災が生じた際にその階にいる人が煙にさらされずに直通階段まで避難できることを計算（階避難安全検証法に準じた検証方法）で確認																																	
条項	歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置																																	
令第23条	直上階の居室の床面積の合計が 200 ㎡を超える建築物は階段の幅員が 1,200mm以上でなければならないが、当該建築物の旧館中央階段の幅員は 1,200mm未満である。	幅員が不足する階段が同一の階段室に2つあるが、2つの階段の幅員を足し合わせると、最低必要幅員を大きく上回るため安全上支障はないと判断																																	
令第128条の5	特殊建築物のため内装制限がかかるが、旧館3階の一部居室（ワークショップルーム、セミナールーム）は内装制限に不適合となっている。 ※平成 28 年度改修工事においてスプリンクラー設備を設置し、適合となった。	火災が生じた際にその階にいる人が煙にさらされずに直通階段まで避難できることを計算（階避難安全検証法に準じた検証方法）で確認																																	

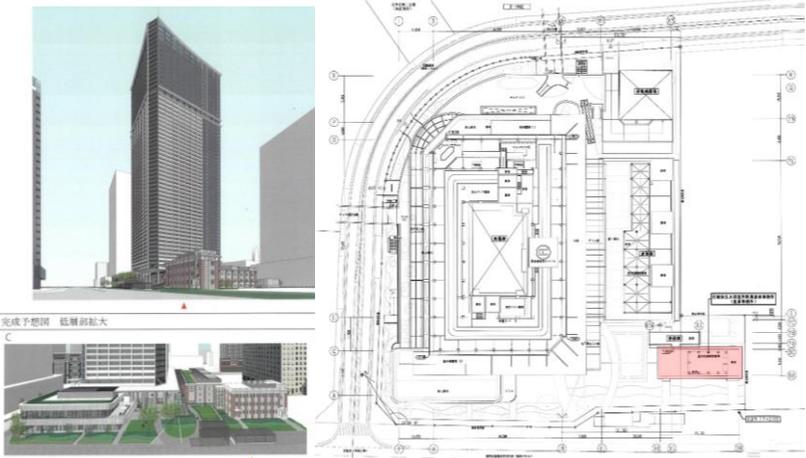
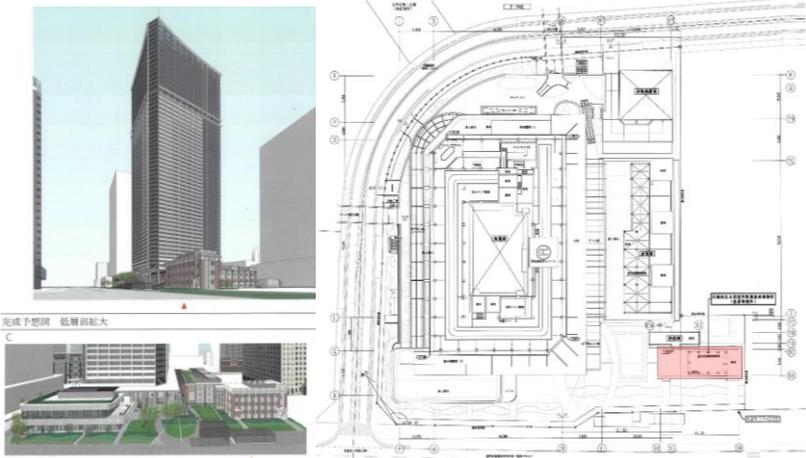


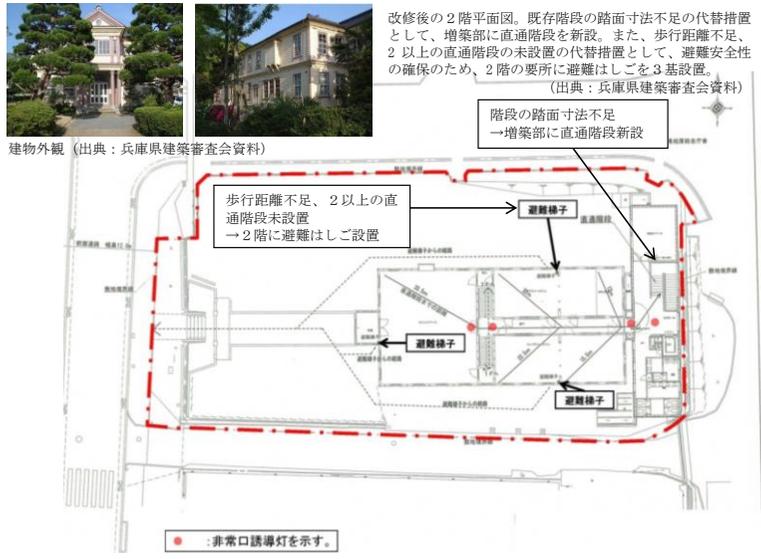
頁	修正箇所	旧	新																																												
39	横浜市・事例3-1  【建物概要・活用方法等（アンダーライン部分）】  【写真のキャプション（アンダーライン部分）】  【図版中の凡例（一部削除）】	<table border="1"> <tr> <td>事例 3-1</td> <td>旧円通寺客殿（旧木村家住宅主屋）</td> <td>所在地</td> <td>神奈川県横浜市</td> </tr> <tr> <td>条例の種類</td> <td colspan="3">横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例</td> </tr> <tr> <td>抵触事項</td> <td colspan="3">法第 63 条</td> </tr> <tr> <td>建物概要・活用方法等</td> <td colspan="3">敷地が風致公園として整備されることとなったことから、全ての部材を解体保管後、公園の基盤整備完了後に元の位置に再建し、公園内施設（歴史的建造物）として保存活用を行った。</td> </tr> </table> <p>1. 歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定と主な代替措置の概要</p> <table border="1"> <tr> <th>条項</th> <th>歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定</th> <th>安全性確保のための主な代替措置</th> </tr> <tr> <td>法第 63 条</td> <td>準防火地域内の屋根の構造は、不燃材料で造る等の措置が求められるが、屋根は茅葺き、庇は板葺きで、性能を満たさない。</td> <td>           自動首振り放水銃、炎検知設備を設置            消火用エンジンポンプや地下貯水槽を別棟の新築棟に設置         </td> </tr> </table> <p>左：建物外観。創建当時から茅葺屋根の保存を目的に、適用除外を申請。 右：保存活用イメージ（全体鳥瞰図） （出典：横浜市提供資料）</p>  <p>自動首振り放水銃 放水中 地上格闘型格納箱 易操作消火栓給込 炎検知器（ホール上布設）</p>  <p>防火設備計画図-放水銃 S=1/500 防火設備計画図-炎検知器 S=1/500</p> <p>（出典：横浜市提供資料）</p>	事例 3-1	旧円通寺客殿（旧木村家住宅主屋）	所在地	神奈川県横浜市	条例の種類	横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例			抵触事項	法第 63 条			建物概要・活用方法等	敷地が風致公園として整備されることとなったことから、全ての部材を解体保管後、公園の基盤整備完了後に元の位置に再建し、公園内施設（歴史的建造物）として保存活用を行った。			条項	歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置	法第 63 条	準防火地域内の屋根の構造は、不燃材料で造る等の措置が求められるが、屋根は茅葺き、庇は板葺きで、性能を満たさない。	自動首振り放水銃、炎検知設備を設置 消火用エンジンポンプや地下貯水槽を別棟の新築棟に設置	<table border="1"> <tr> <td>事例 3-1</td> <td>旧円通寺客殿（旧木村家住宅主屋）</td> <td>所在地</td> <td>神奈川県横浜市</td> </tr> <tr> <td>条例の種類</td> <td colspan="3">横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例</td> </tr> <tr> <td>抵触事項</td> <td colspan="3">法第 63 条</td> </tr> <tr> <td>建物概要・活用方法等</td> <td colspan="3">敷地が風致公園として整備されることとなったことから、全ての部材を解体保管後、公園の基盤整備完了後に元の位置に再建し、公園内施設（歴史的建造物）として保存活用を行う（<u>現在、公園整備工事中。</u>）</td> </tr> </table> <p>1. 歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定と主な代替措置の概要</p> <table border="1"> <tr> <th>条項</th> <th>歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定</th> <th>安全性確保のための主な代替措置</th> </tr> <tr> <td>法第 63 条</td> <td>準防火地域内の屋根の構造は、不燃材料で造る等の措置が求められるが、屋根は茅葺き、庇は板葺きで、性能を満たさない。</td> <td>           自動首振り放水銃、炎検知設備を設置            消火用エンジンポンプや地下貯水槽を別棟の新築棟に設置         </td> </tr> </table> <p>左：建物外観。創建当時から茅葺屋根の保存を目的に、適用除外を申請。 右：保存活用イメージ（全体鳥瞰図） （出典：横浜市提供資料）</p>  <p>自動首振り放水銃 放水中（イメージ） 地上格闘型格納箱 易操作消火栓給込（イメージ） 炎検知器（ホール上布設）（イメージ）</p>  <p>防火設備計画図-放水銃 S=1/500 防火設備計画図-炎検知器 S=1/500</p> <p>（出典：横浜市提供資料）</p>	事例 3-1	旧円通寺客殿（旧木村家住宅主屋）	所在地	神奈川県横浜市	条例の種類	横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例			抵触事項	法第 63 条			建物概要・活用方法等	敷地が風致公園として整備されることとなったことから、全ての部材を解体保管後、公園の基盤整備完了後に元の位置に再建し、公園内施設（歴史的建造物）として保存活用を行う（ <u>現在、公園整備工事中。</u> ）			条項	歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置	法第 63 条	準防火地域内の屋根の構造は、不燃材料で造る等の措置が求められるが、屋根は茅葺き、庇は板葺きで、性能を満たさない。	自動首振り放水銃、炎検知設備を設置 消火用エンジンポンプや地下貯水槽を別棟の新築棟に設置
		事例 3-1	旧円通寺客殿（旧木村家住宅主屋）	所在地	神奈川県横浜市																																										
条例の種類	横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例																																														
抵触事項	法第 63 条																																														
建物概要・活用方法等	敷地が風致公園として整備されることとなったことから、全ての部材を解体保管後、公園の基盤整備完了後に元の位置に再建し、公園内施設（歴史的建造物）として保存活用を行った。																																														
条項	歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置																																													
法第 63 条	準防火地域内の屋根の構造は、不燃材料で造る等の措置が求められるが、屋根は茅葺き、庇は板葺きで、性能を満たさない。	自動首振り放水銃、炎検知設備を設置 消火用エンジンポンプや地下貯水槽を別棟の新築棟に設置																																													
事例 3-1	旧円通寺客殿（旧木村家住宅主屋）	所在地	神奈川県横浜市																																												
条例の種類	横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例																																														
抵触事項	法第 63 条																																														
建物概要・活用方法等	敷地が風致公園として整備されることとなったことから、全ての部材を解体保管後、公園の基盤整備完了後に元の位置に再建し、公園内施設（歴史的建造物）として保存活用を行う（ <u>現在、公園整備工事中。</u> ）																																														
条項	歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置																																													
法第 63 条	準防火地域内の屋根の構造は、不燃材料で造る等の措置が求められるが、屋根は茅葺き、庇は板葺きで、性能を満たさない。	自動首振り放水銃、炎検知設備を設置 消火用エンジンポンプや地下貯水槽を別棟の新築棟に設置																																													

頁	修正箇所	旧	新																																																																																																																																				
40	横浜市・事例3-1 【開館時間、職員配置等（アンダーライン部分）】	<p><b>2. 事例の概要</b></p> <table border="1"> <tr> <td>名称／所在地／特定行政庁</td> <td colspan="2">旧円通寺客殿（旧木村家住宅主屋）／神奈川県横浜市／横浜市</td> </tr> <tr> <td>建築基準法適用除外の根拠／指定年</td> <td colspan="2">横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例／平成28年</td> </tr> <tr> <td>文化財等の指定状況</td> <td colspan="2">・市指定特定景観形成歴史的建造物（横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例） ・市認定歴史的建造物（横浜市歴史を生かしたまちづくり要綱）</td> </tr> <tr> <td>建築年</td> <td colspan="2">江戸時代後期</td> </tr> <tr> <td>工事種別</td> <td colspan="2">新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替用途変更</td> </tr> <tr> <td>具体的に実施した工事内容</td> <td colspan="2">部材を全解体保管、敷地の公園の基盤整備完了後に元の位置に再建。</td> </tr> <tr> <td>建物概要</td> <td>従前</td> <td>従後</td> </tr> <tr> <td>主要用途</td> <td>専用住宅</td> <td>公園内施設</td> </tr> <tr> <td>構造／階数／建物高さ</td> <td>木造／地上1階／9.194m</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>約5200㎡</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>建築面積／延床面積</td> <td>127.49㎡／127.49㎡</td> <td>141.40㎡／141.40㎡</td> </tr> <tr> <td>用途地域等</td> <td colspan="2">市街化区域／第一種中高層住居専用地域（指定建ぺい率60%、指定容積率150%）／準防火地域／第三種高度地区／緑化地域／急傾斜地崩壊危険区域</td> </tr> <tr> <td>立地環境等</td> <td colspan="2">風致公園（金沢八景西公園）内に立地。 敷地東側の建築基準法道路に接道。</td> </tr> </table> <p><b>3. 活用方法</b></p> <table border="1"> <tr> <td>保存活用方針</td> <td>創建当時から茅葺屋根等の外観を保存することを保存活用の前提とする。大きな間取り変更等の改造は比較的少なく、内外部共に意匠や造作は度重なる修繕はなされているものの、概ね良好に維持されているため、構造関係規定について原則現行法に適合するよう補修を行う。</td> </tr> <tr> <td>活用方法</td> <td>風致公園の公園内施設（歴史的建造物・考古学資料館）として保存活用する。</td> </tr> <tr> <td>開館時間、職員配置等</td> <td>工事中</td> </tr> </table> <p><b>4. 代替措置</b> 4-1. 安全性確保のための代替措置の内容 ①法第63条</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">抵触内容 準防火地域内の屋根の構造は、不燃材料で造る等の措置が求められるが、屋根は茅葺き、庇は板葺きで、性能を満たさない。</td> <td colspan="2">代替措置</td> </tr> <tr> <td>措置内容・目的</td> <td>延焼を防止するため、屋外消防設備として自動首振放水銃及び炎検知設備の自主設置を行う。</td> </tr> <tr> <td>ソフト対策</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">結果としての効果</td> <td colspan="2">・茅葺屋根を保存 ・防火安全性を向上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">代替措置</td> </tr> <tr> <td>措置内容・目的</td> <td>消火用水の確保のため、放水銃を起動させるための消火用エンジンポンプや地下貯水槽を、別棟で新築整備する管理棟の中に設置。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ソフト対策</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">結果としての効果</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・茅葺屋根を保存 ・防火安全性を向上</td> </tr> </table>	名称／所在地／特定行政庁	旧円通寺客殿（旧木村家住宅主屋）／神奈川県横浜市／横浜市		建築基準法適用除外の根拠／指定年	横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例／平成28年		文化財等の指定状況	・市指定特定景観形成歴史的建造物（横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例） ・市認定歴史的建造物（横浜市歴史を生かしたまちづくり要綱）		建築年	江戸時代後期		工事種別	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替用途変更		具体的に実施した工事内容	部材を全解体保管、敷地の公園の基盤整備完了後に元の位置に再建。		建物概要	従前	従後	主要用途	専用住宅	公園内施設	構造／階数／建物高さ	木造／地上1階／9.194m	同左	敷地面積	約5200㎡	同左	建築面積／延床面積	127.49㎡／127.49㎡	141.40㎡／141.40㎡	用途地域等	市街化区域／第一種中高層住居専用地域（指定建ぺい率60%、指定容積率150%）／準防火地域／第三種高度地区／緑化地域／急傾斜地崩壊危険区域		立地環境等	風致公園（金沢八景西公園）内に立地。 敷地東側の建築基準法道路に接道。		保存活用方針	創建当時から茅葺屋根等の外観を保存することを保存活用の前提とする。大きな間取り変更等の改造は比較的少なく、内外部共に意匠や造作は度重なる修繕はなされているものの、概ね良好に維持されているため、構造関係規定について原則現行法に適合するよう補修を行う。	活用方法	風致公園の公園内施設（歴史的建造物・考古学資料館）として保存活用する。	開館時間、職員配置等	工事中	抵触内容 準防火地域内の屋根の構造は、不燃材料で造る等の措置が求められるが、屋根は茅葺き、庇は板葺きで、性能を満たさない。	代替措置		措置内容・目的	延焼を防止するため、屋外消防設備として自動首振放水銃及び炎検知設備の自主設置を行う。	ソフト対策	-	結果としての効果	・茅葺屋根を保存 ・防火安全性を向上		代替措置		措置内容・目的	消火用水の確保のため、放水銃を起動させるための消火用エンジンポンプや地下貯水槽を、別棟で新築整備する管理棟の中に設置。	ソフト対策	-		結果としての効果		・茅葺屋根を保存 ・防火安全性を向上		<p><b>2. 事例の概要</b></p> <table border="1"> <tr> <td>名称／所在地／特定行政庁</td> <td colspan="2">旧円通寺客殿（旧木村家住宅主屋）／神奈川県横浜市／横浜市</td> </tr> <tr> <td>建築基準法適用除外の根拠／指定年</td> <td colspan="2">横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例／平成28年</td> </tr> <tr> <td>文化財等の指定状況</td> <td colspan="2">・市指定特定景観形成歴史的建造物（横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例） ・市認定歴史的建造物（横浜市歴史を生かしたまちづくり要綱）</td> </tr> <tr> <td>建築年</td> <td colspan="2">江戸時代後期</td> </tr> <tr> <td>工事種別</td> <td colspan="2">新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替用途変更</td> </tr> <tr> <td>具体的に実施した工事内容</td> <td colspan="2">部材を全解体保管、敷地の公園の基盤整備完了後に元の位置に再建。</td> </tr> <tr> <td>建物概要</td> <td>従前</td> <td>従後</td> </tr> <tr> <td>主要用途</td> <td>専用住宅</td> <td>公園内施設</td> </tr> <tr> <td>構造／階数／建物高さ</td> <td>木造／地上1階／9.194m</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>約5200㎡</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>建築面積／延床面積</td> <td>127.49㎡／127.49㎡</td> <td>141.40㎡／141.40㎡</td> </tr> <tr> <td>用途地域等</td> <td colspan="2">市街化区域／第一種中高層住居専用地域（指定建ぺい率60%、指定容積率150%）／準防火地域／第三種高度地区／緑化地域／急傾斜地崩壊危険区域</td> </tr> <tr> <td>立地環境等</td> <td colspan="2">風致公園（金沢八景西公園）内に立地。 敷地東側の建築基準法道路に接道。</td> </tr> </table> <p><b>3. 活用方法</b></p> <table border="1"> <tr> <td>保存活用方針</td> <td>創建当時から茅葺屋根等の外観を保存することを保存活用の前提とする。大きな間取り変更等の改造は比較的少なく、内外部共に意匠や造作は度重なる修繕はなされているものの、概ね良好に維持されているため、構造関係規定について原則現行法に適合するよう補修を行う。</td> </tr> <tr> <td>活用方法</td> <td>風致公園の公園内施設（歴史的建造物・考古学資料館）として保存活用する。</td> </tr> <tr> <td>開館時間、職員配置等</td> <td>未定</td> </tr> </table> <p><b>4. 代替措置</b> 4-1. 安全性確保のための代替措置の内容 ①法第63条</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">抵触内容 準防火地域内の屋根の構造は、不燃材料で造る等の措置が求められるが、屋根は茅葺き、庇は板葺きで、性能を満たさない。</td> <td colspan="2">代替措置</td> </tr> <tr> <td>措置内容・目的</td> <td>延焼を防止するため、屋外消防設備として自動首振放水銃及び炎検知設備の自主設置を行う。</td> </tr> <tr> <td>ソフト対策</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">結果としての効果</td> <td colspan="2">・茅葺屋根を保存 ・防火安全性を向上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">代替措置</td> </tr> <tr> <td>措置内容・目的</td> <td>消火用水の確保のため、放水銃を起動させるための消火用エンジンポンプや地下貯水槽を、別棟で新築整備する管理棟の中に設置。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ソフト対策</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">結果としての効果</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・茅葺屋根を保存 ・防火安全性を向上</td> </tr> </table>	名称／所在地／特定行政庁	旧円通寺客殿（旧木村家住宅主屋）／神奈川県横浜市／横浜市		建築基準法適用除外の根拠／指定年	横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例／平成28年		文化財等の指定状況	・市指定特定景観形成歴史的建造物（横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例） ・市認定歴史的建造物（横浜市歴史を生かしたまちづくり要綱）		建築年	江戸時代後期		工事種別	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替用途変更		具体的に実施した工事内容	部材を全解体保管、敷地の公園の基盤整備完了後に元の位置に再建。		建物概要	従前	従後	主要用途	専用住宅	公園内施設	構造／階数／建物高さ	木造／地上1階／9.194m	同左	敷地面積	約5200㎡	同左	建築面積／延床面積	127.49㎡／127.49㎡	141.40㎡／141.40㎡	用途地域等	市街化区域／第一種中高層住居専用地域（指定建ぺい率60%、指定容積率150%）／準防火地域／第三種高度地区／緑化地域／急傾斜地崩壊危険区域		立地環境等	風致公園（金沢八景西公園）内に立地。 敷地東側の建築基準法道路に接道。		保存活用方針	創建当時から茅葺屋根等の外観を保存することを保存活用の前提とする。大きな間取り変更等の改造は比較的少なく、内外部共に意匠や造作は度重なる修繕はなされているものの、概ね良好に維持されているため、構造関係規定について原則現行法に適合するよう補修を行う。	活用方法	風致公園の公園内施設（歴史的建造物・考古学資料館）として保存活用する。	開館時間、職員配置等	未定	抵触内容 準防火地域内の屋根の構造は、不燃材料で造る等の措置が求められるが、屋根は茅葺き、庇は板葺きで、性能を満たさない。	代替措置		措置内容・目的	延焼を防止するため、屋外消防設備として自動首振放水銃及び炎検知設備の自主設置を行う。	ソフト対策	-	結果としての効果	・茅葺屋根を保存 ・防火安全性を向上		代替措置		措置内容・目的	消火用水の確保のため、放水銃を起動させるための消火用エンジンポンプや地下貯水槽を、別棟で新築整備する管理棟の中に設置。	ソフト対策	-		結果としての効果		・茅葺屋根を保存 ・防火安全性を向上	
		名称／所在地／特定行政庁	旧円通寺客殿（旧木村家住宅主屋）／神奈川県横浜市／横浜市																																																																																																																																				
建築基準法適用除外の根拠／指定年	横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例／平成28年																																																																																																																																						
文化財等の指定状況	・市指定特定景観形成歴史的建造物（横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例） ・市認定歴史的建造物（横浜市歴史を生かしたまちづくり要綱）																																																																																																																																						
建築年	江戸時代後期																																																																																																																																						
工事種別	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替用途変更																																																																																																																																						
具体的に実施した工事内容	部材を全解体保管、敷地の公園の基盤整備完了後に元の位置に再建。																																																																																																																																						
建物概要	従前	従後																																																																																																																																					
主要用途	専用住宅	公園内施設																																																																																																																																					
構造／階数／建物高さ	木造／地上1階／9.194m	同左																																																																																																																																					
敷地面積	約5200㎡	同左																																																																																																																																					
建築面積／延床面積	127.49㎡／127.49㎡	141.40㎡／141.40㎡																																																																																																																																					
用途地域等	市街化区域／第一種中高層住居専用地域（指定建ぺい率60%、指定容積率150%）／準防火地域／第三種高度地区／緑化地域／急傾斜地崩壊危険区域																																																																																																																																						
立地環境等	風致公園（金沢八景西公園）内に立地。 敷地東側の建築基準法道路に接道。																																																																																																																																						
保存活用方針	創建当時から茅葺屋根等の外観を保存することを保存活用の前提とする。大きな間取り変更等の改造は比較的少なく、内外部共に意匠や造作は度重なる修繕はなされているものの、概ね良好に維持されているため、構造関係規定について原則現行法に適合するよう補修を行う。																																																																																																																																						
活用方法	風致公園の公園内施設（歴史的建造物・考古学資料館）として保存活用する。																																																																																																																																						
開館時間、職員配置等	工事中																																																																																																																																						
抵触内容 準防火地域内の屋根の構造は、不燃材料で造る等の措置が求められるが、屋根は茅葺き、庇は板葺きで、性能を満たさない。	代替措置																																																																																																																																						
	措置内容・目的	延焼を防止するため、屋外消防設備として自動首振放水銃及び炎検知設備の自主設置を行う。																																																																																																																																					
	ソフト対策	-																																																																																																																																					
結果としての効果	・茅葺屋根を保存 ・防火安全性を向上																																																																																																																																						
	代替措置																																																																																																																																						
	措置内容・目的	消火用水の確保のため、放水銃を起動させるための消火用エンジンポンプや地下貯水槽を、別棟で新築整備する管理棟の中に設置。																																																																																																																																					
ソフト対策	-																																																																																																																																						
	結果としての効果																																																																																																																																						
	・茅葺屋根を保存 ・防火安全性を向上																																																																																																																																						
名称／所在地／特定行政庁	旧円通寺客殿（旧木村家住宅主屋）／神奈川県横浜市／横浜市																																																																																																																																						
建築基準法適用除外の根拠／指定年	横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例／平成28年																																																																																																																																						
文化財等の指定状況	・市指定特定景観形成歴史的建造物（横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例） ・市認定歴史的建造物（横浜市歴史を生かしたまちづくり要綱）																																																																																																																																						
建築年	江戸時代後期																																																																																																																																						
工事種別	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替用途変更																																																																																																																																						
具体的に実施した工事内容	部材を全解体保管、敷地の公園の基盤整備完了後に元の位置に再建。																																																																																																																																						
建物概要	従前	従後																																																																																																																																					
主要用途	専用住宅	公園内施設																																																																																																																																					
構造／階数／建物高さ	木造／地上1階／9.194m	同左																																																																																																																																					
敷地面積	約5200㎡	同左																																																																																																																																					
建築面積／延床面積	127.49㎡／127.49㎡	141.40㎡／141.40㎡																																																																																																																																					
用途地域等	市街化区域／第一種中高層住居専用地域（指定建ぺい率60%、指定容積率150%）／準防火地域／第三種高度地区／緑化地域／急傾斜地崩壊危険区域																																																																																																																																						
立地環境等	風致公園（金沢八景西公園）内に立地。 敷地東側の建築基準法道路に接道。																																																																																																																																						
保存活用方針	創建当時から茅葺屋根等の外観を保存することを保存活用の前提とする。大きな間取り変更等の改造は比較的少なく、内外部共に意匠や造作は度重なる修繕はなされているものの、概ね良好に維持されているため、構造関係規定について原則現行法に適合するよう補修を行う。																																																																																																																																						
活用方法	風致公園の公園内施設（歴史的建造物・考古学資料館）として保存活用する。																																																																																																																																						
開館時間、職員配置等	未定																																																																																																																																						
抵触内容 準防火地域内の屋根の構造は、不燃材料で造る等の措置が求められるが、屋根は茅葺き、庇は板葺きで、性能を満たさない。	代替措置																																																																																																																																						
	措置内容・目的	延焼を防止するため、屋外消防設備として自動首振放水銃及び炎検知設備の自主設置を行う。																																																																																																																																					
	ソフト対策	-																																																																																																																																					
結果としての効果	・茅葺屋根を保存 ・防火安全性を向上																																																																																																																																						
	代替措置																																																																																																																																						
	措置内容・目的	消火用水の確保のため、放水銃を起動させるための消火用エンジンポンプや地下貯水槽を、別棟で新築整備する管理棟の中に設置。																																																																																																																																					
ソフト対策	-																																																																																																																																						
	結果としての効果																																																																																																																																						
	・茅葺屋根を保存 ・防火安全性を向上																																																																																																																																						

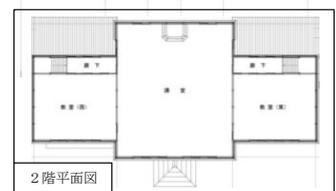
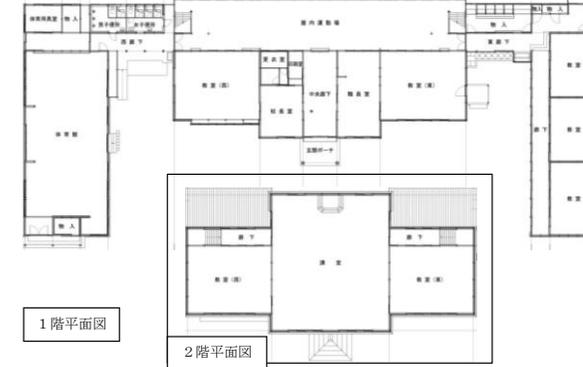
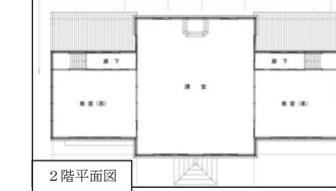
頁	修正箇所	旧	新																																																																																
41	横浜市・事例3-1 【近隣への延焼防止（アンダーライン部分）】	<p>4-2. 併せて実施したその他の工事、ソフト対策等</p> <table border="1"> <tr> <td>地震時等の構造安全性の確保</td> <td>公共文化施設に相当する建物であるため、耐震においては安全率を考慮し、建築基準法で求められる壁量の1.4倍を確保する</td> </tr> <tr> <td>出火防止</td> <td>電気式炉を使用し、常時管理者を配置して安全に配慮する</td> </tr> <tr> <td>火災拡大防止</td> <td>屋内消火設備として易操作消火栓を設置し、消火、火災の拡大防止に対処</td> </tr> <tr> <td>近隣への延焼防止</td> <td>対象建物周囲に、植栽等の遮蔽物を整備し、延焼・類焼の防止に努める</td> </tr> <tr> <td>消防活動の円滑性の確保</td> <td>前面道路上に、給水管が直結した消防隊消火活動用の消火栓を設置</td> </tr> <tr> <td>避難安全性の確保</td> <td>煙が充満しないように、天井のない部屋については、軒天井に排煙口を設けて火災による煙を排出し、避難上の安全を確保</td> </tr> <tr> <td>その他の配慮事項</td> <td>階段に関する規定への適合 建物までのスロープを設置することにより、移動等円滑化経路を確保</td> </tr> </table> <p>4-3. 代替措置の内容の担保方法</p> <table border="1"> <tr> <td>代替措置の内容の担保方法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>「保存活用計画」に基づく、維持管理を行い、点検、報告、相談を必要に応じて行う。</li> <li>「横浜市魅力のある都市景観の創造に関する条例（通称・景観条例、建築基準法第3条第1項第3号その他条例にあたる）」に基づき、現状変更等の許可が必要となる。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>5. 構造関係規定（建築基準法第20条構造耐力等）に対する措置</p> <p>5-1. 概要</p> <p>(1) 耐震対策に係る基本方針及び実施内容</p> <p>①基本方針</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">法第20条等に対する措置の基本的な考え方</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>極力、既存の材料・外観を生かす計画としながら、木造建築物の現行の仕様規定に適合させることを原則とし、耐震性を確保するための補強を実施する。</li> <li>R C基礎部分については、既存の玉石礎石と新設のコンクリート基礎とが一体性を持つようにする。</li> <li>本件は公共文化施設であり、また通常の住宅建築よりも大きな小屋組および屋根のため、重い屋根の場合に要する必要壁量の1.4倍の壁量を確保したほか、柱の小径についてもより安全側の計画となるような計画とした。</li> </ul> </td> <td></td> </tr> </table> <p>②実施内容</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">実施内容</td> <td>【耐震診断】 耐震診断を行った経過は確認できない。</td> <td rowspan="3"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>パターン</th> <th>耐震診断の方法</th> <th>耐震補強として実施した措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①A×(a)</td> <td>A 耐震改修促進法(告示)に基づく方法で、耐震診断を実施</td> <td>(a)  <ul style="list-style-type: none"> <li>現行の建築基準法に適合させるための改修を実施</li> <li>現行の耐震診断基準<sup>※1</sup>に適合させるための改修を実施</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>②B×(b)</td> <td>B Aで示した告示以外のその他の耐震診断基準に基づき、耐震診断を実施</td> <td>(b) 学術的に上記と同等と認められる性能を有する改修を実施</td> </tr> <tr> <td>③B×(c)</td> <td></td> <td>(c) 一定の耐震性<sup>※2</sup>を確保するための改修を実施</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td rowspan="3">○</td> </tr> <tr> <td>【耐震補強】 鉄筋コンクリートべた基礎の設置、構造用合板と土壁にて壁量の追加、構造材の腐朽部分の補修、火打梁や屋根面といった水平構面の補強。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※1：耐震診断基準：耐震改修促進法に定められた値（1s値0.6以上等）  ※2：一定の耐震性：極めて稀に発生する大地震に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いこと</p>	地震時等の構造安全性の確保	公共文化施設に相当する建物であるため、耐震においては安全率を考慮し、建築基準法で求められる壁量の1.4倍を確保する	出火防止	電気式炉を使用し、常時管理者を配置して安全に配慮する	火災拡大防止	屋内消火設備として易操作消火栓を設置し、消火、火災の拡大防止に対処	近隣への延焼防止	対象建物周囲に、植栽等の遮蔽物を整備し、延焼・類焼の防止に努める	消防活動の円滑性の確保	前面道路上に、給水管が直結した消防隊消火活動用の消火栓を設置	避難安全性の確保	煙が充満しないように、天井のない部屋については、軒天井に排煙口を設けて火災による煙を排出し、避難上の安全を確保	その他の配慮事項	階段に関する規定への適合 建物までのスロープを設置することにより、移動等円滑化経路を確保	代替措置の内容の担保方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>「保存活用計画」に基づく、維持管理を行い、点検、報告、相談を必要に応じて行う。</li> <li>「横浜市魅力のある都市景観の創造に関する条例（通称・景観条例、建築基準法第3条第1項第3号その他条例にあたる）」に基づき、現状変更等の許可が必要となる。</li> </ul>	法第20条等に対する措置の基本的な考え方		<ul style="list-style-type: none"> <li>極力、既存の材料・外観を生かす計画としながら、木造建築物の現行の仕様規定に適合させることを原則とし、耐震性を確保するための補強を実施する。</li> <li>R C基礎部分については、既存の玉石礎石と新設のコンクリート基礎とが一体性を持つようにする。</li> <li>本件は公共文化施設であり、また通常の住宅建築よりも大きな小屋組および屋根のため、重い屋根の場合に要する必要壁量の1.4倍の壁量を確保したほか、柱の小径についてもより安全側の計画となるような計画とした。</li> </ul>		実施内容	【耐震診断】 耐震診断を行った経過は確認できない。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>パターン</th> <th>耐震診断の方法</th> <th>耐震補強として実施した措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①A×(a)</td> <td>A 耐震改修促進法(告示)に基づく方法で、耐震診断を実施</td> <td>(a)  <ul style="list-style-type: none"> <li>現行の建築基準法に適合させるための改修を実施</li> <li>現行の耐震診断基準<sup>※1</sup>に適合させるための改修を実施</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>②B×(b)</td> <td>B Aで示した告示以外のその他の耐震診断基準に基づき、耐震診断を実施</td> <td>(b) 学術的に上記と同等と認められる性能を有する改修を実施</td> </tr> <tr> <td>③B×(c)</td> <td></td> <td>(c) 一定の耐震性<sup>※2</sup>を確保するための改修を実施</td> </tr> </tbody> </table>	パターン	耐震診断の方法	耐震補強として実施した措置	①A×(a)	A 耐震改修促進法(告示)に基づく方法で、耐震診断を実施	(a) <ul style="list-style-type: none"> <li>現行の建築基準法に適合させるための改修を実施</li> <li>現行の耐震診断基準<sup>※1</sup>に適合させるための改修を実施</li> </ul>	②B×(b)	B Aで示した告示以外のその他の耐震診断基準に基づき、耐震診断を実施	(b) 学術的に上記と同等と認められる性能を有する改修を実施	③B×(c)		(c) 一定の耐震性 <sup>※2</sup> を確保するための改修を実施	○	【耐震補強】 鉄筋コンクリートべた基礎の設置、構造用合板と土壁にて壁量の追加、構造材の腐朽部分の補修、火打梁や屋根面といった水平構面の補強。				<p>4-2. 併せて実施したその他の工事、ソフト対策等</p> <table border="1"> <tr> <td>地震時等の構造安全性の確保</td> <td>公共文化施設に相当する建物であるため、耐震においては安全率を考慮し、建築基準法で求められる壁量の1.4倍を確保する</td> </tr> <tr> <td>出火防止</td> <td>電気式炉を使用し、常時管理者を配置して安全に配慮する</td> </tr> <tr> <td>火災拡大防止</td> <td>屋内消火設備として易操作消火栓を設置し、消火、火災の拡大防止に対処</td> </tr> <tr> <td>近隣への延焼防止</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>消防活動の円滑性の確保</td> <td>前面道路上に、給水管が直結した消防隊消火活動用の消火栓を設置</td> </tr> <tr> <td>避難安全性の確保</td> <td>煙が充満しないように、天井のない部屋については、軒天井に排煙口を設けて火災による煙を排出し、避難上の安全を確保</td> </tr> <tr> <td>その他の配慮事項</td> <td>階段に関する規定への適合 建物までのスロープを設置することにより、移動等円滑化経路を確保</td> </tr> </table> <p>4-3. 代替措置の内容の担保方法</p> <table border="1"> <tr> <td>代替措置の内容の担保方法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>「保存活用計画」に基づく、維持管理を行い、点検、報告、相談を必要に応じて行う。</li> <li>「横浜市魅力のある都市景観の創造に関する条例（通称・景観条例、建築基準法第3条第1項第3号その他条例にあたる）」に基づき、現状変更等の許可が必要となる。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>5. 構造関係規定（建築基準法第20条構造耐力等）に対する措置</p> <p>5-1. 概要</p> <p>(1) 耐震対策に係る基本方針及び実施内容</p> <p>①基本方針</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">法第20条等に対する措置の基本的な考え方</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>極力、既存の材料・外観を生かす計画としながら、木造建築物の現行の仕様規定に適合させることを原則とし、耐震性を確保するための補強を実施する。</li> <li>R C基礎部分については、既存の玉石礎石と新設のコンクリート基礎とが一体性を持つようにする。</li> <li>本件は公共文化施設であり、また通常の住宅建築よりも大きな小屋組および屋根のため、重い屋根の場合に要する必要壁量の1.4倍の壁量を確保したほか、柱の小径についてもより安全側の計画となるような計画とした。</li> </ul> </td> <td></td> </tr> </table> <p>②実施内容</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">実施内容</td> <td>【耐震診断】 耐震診断を行った経過は確認できない。</td> <td rowspan="3"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>パターン</th> <th>耐震診断の方法</th> <th>耐震補強として実施した措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①A×(a)</td> <td>A 耐震改修促進法(告示)に基づく方法で、耐震診断を実施</td> <td>(a)  <ul style="list-style-type: none"> <li>現行の建築基準法に適合させるための改修を実施</li> <li>現行の耐震診断基準<sup>※1</sup>に適合させるための改修を実施</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>②B×(b)</td> <td>B Aで示した告示以外のその他の耐震診断基準に基づき、耐震診断を実施</td> <td>(b) 学術的に上記と同等と認められる性能を有する改修を実施</td> </tr> <tr> <td>③B×(c)</td> <td></td> <td>(c) 一定の耐震性<sup>※2</sup>を確保するための改修を実施</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td rowspan="3">○</td> </tr> <tr> <td>【耐震補強】 鉄筋コンクリートべた基礎の設置、構造用合板と土壁にて壁量の追加、構造材の腐朽部分の補修、火打梁や屋根面といった水平構面の補強。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※1：耐震診断基準：耐震改修促進法に定められた値（1s値0.6以上等）  ※2：一定の耐震性：極めて稀に発生する大地震に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いこと</p>	地震時等の構造安全性の確保	公共文化施設に相当する建物であるため、耐震においては安全率を考慮し、建築基準法で求められる壁量の1.4倍を確保する	出火防止	電気式炉を使用し、常時管理者を配置して安全に配慮する	火災拡大防止	屋内消火設備として易操作消火栓を設置し、消火、火災の拡大防止に対処	近隣への延焼防止	—	消防活動の円滑性の確保	前面道路上に、給水管が直結した消防隊消火活動用の消火栓を設置	避難安全性の確保	煙が充満しないように、天井のない部屋については、軒天井に排煙口を設けて火災による煙を排出し、避難上の安全を確保	その他の配慮事項	階段に関する規定への適合 建物までのスロープを設置することにより、移動等円滑化経路を確保	代替措置の内容の担保方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>「保存活用計画」に基づく、維持管理を行い、点検、報告、相談を必要に応じて行う。</li> <li>「横浜市魅力のある都市景観の創造に関する条例（通称・景観条例、建築基準法第3条第1項第3号その他条例にあたる）」に基づき、現状変更等の許可が必要となる。</li> </ul>	法第20条等に対する措置の基本的な考え方		<ul style="list-style-type: none"> <li>極力、既存の材料・外観を生かす計画としながら、木造建築物の現行の仕様規定に適合させることを原則とし、耐震性を確保するための補強を実施する。</li> <li>R C基礎部分については、既存の玉石礎石と新設のコンクリート基礎とが一体性を持つようにする。</li> <li>本件は公共文化施設であり、また通常の住宅建築よりも大きな小屋組および屋根のため、重い屋根の場合に要する必要壁量の1.4倍の壁量を確保したほか、柱の小径についてもより安全側の計画となるような計画とした。</li> </ul>		実施内容	【耐震診断】 耐震診断を行った経過は確認できない。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>パターン</th> <th>耐震診断の方法</th> <th>耐震補強として実施した措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①A×(a)</td> <td>A 耐震改修促進法(告示)に基づく方法で、耐震診断を実施</td> <td>(a)  <ul style="list-style-type: none"> <li>現行の建築基準法に適合させるための改修を実施</li> <li>現行の耐震診断基準<sup>※1</sup>に適合させるための改修を実施</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>②B×(b)</td> <td>B Aで示した告示以外のその他の耐震診断基準に基づき、耐震診断を実施</td> <td>(b) 学術的に上記と同等と認められる性能を有する改修を実施</td> </tr> <tr> <td>③B×(c)</td> <td></td> <td>(c) 一定の耐震性<sup>※2</sup>を確保するための改修を実施</td> </tr> </tbody> </table>	パターン	耐震診断の方法	耐震補強として実施した措置	①A×(a)	A 耐震改修促進法(告示)に基づく方法で、耐震診断を実施	(a) <ul style="list-style-type: none"> <li>現行の建築基準法に適合させるための改修を実施</li> <li>現行の耐震診断基準<sup>※1</sup>に適合させるための改修を実施</li> </ul>	②B×(b)	B Aで示した告示以外のその他の耐震診断基準に基づき、耐震診断を実施	(b) 学術的に上記と同等と認められる性能を有する改修を実施	③B×(c)		(c) 一定の耐震性 <sup>※2</sup> を確保するための改修を実施	○	【耐震補強】 鉄筋コンクリートべた基礎の設置、構造用合板と土壁にて壁量の追加、構造材の腐朽部分の補修、火打梁や屋根面といった水平構面の補強。			
		地震時等の構造安全性の確保	公共文化施設に相当する建物であるため、耐震においては安全率を考慮し、建築基準法で求められる壁量の1.4倍を確保する																																																																																
出火防止	電気式炉を使用し、常時管理者を配置して安全に配慮する																																																																																		
火災拡大防止	屋内消火設備として易操作消火栓を設置し、消火、火災の拡大防止に対処																																																																																		
近隣への延焼防止	対象建物周囲に、植栽等の遮蔽物を整備し、延焼・類焼の防止に努める																																																																																		
消防活動の円滑性の確保	前面道路上に、給水管が直結した消防隊消火活動用の消火栓を設置																																																																																		
避難安全性の確保	煙が充満しないように、天井のない部屋については、軒天井に排煙口を設けて火災による煙を排出し、避難上の安全を確保																																																																																		
その他の配慮事項	階段に関する規定への適合 建物までのスロープを設置することにより、移動等円滑化経路を確保																																																																																		
代替措置の内容の担保方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>「保存活用計画」に基づく、維持管理を行い、点検、報告、相談を必要に応じて行う。</li> <li>「横浜市魅力のある都市景観の創造に関する条例（通称・景観条例、建築基準法第3条第1項第3号その他条例にあたる）」に基づき、現状変更等の許可が必要となる。</li> </ul>																																																																																		
法第20条等に対する措置の基本的な考え方																																																																																			
<ul style="list-style-type: none"> <li>極力、既存の材料・外観を生かす計画としながら、木造建築物の現行の仕様規定に適合させることを原則とし、耐震性を確保するための補強を実施する。</li> <li>R C基礎部分については、既存の玉石礎石と新設のコンクリート基礎とが一体性を持つようにする。</li> <li>本件は公共文化施設であり、また通常の住宅建築よりも大きな小屋組および屋根のため、重い屋根の場合に要する必要壁量の1.4倍の壁量を確保したほか、柱の小径についてもより安全側の計画となるような計画とした。</li> </ul>																																																																																			
実施内容	【耐震診断】 耐震診断を行った経過は確認できない。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>パターン</th> <th>耐震診断の方法</th> <th>耐震補強として実施した措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①A×(a)</td> <td>A 耐震改修促進法(告示)に基づく方法で、耐震診断を実施</td> <td>(a)  <ul style="list-style-type: none"> <li>現行の建築基準法に適合させるための改修を実施</li> <li>現行の耐震診断基準<sup>※1</sup>に適合させるための改修を実施</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>②B×(b)</td> <td>B Aで示した告示以外のその他の耐震診断基準に基づき、耐震診断を実施</td> <td>(b) 学術的に上記と同等と認められる性能を有する改修を実施</td> </tr> <tr> <td>③B×(c)</td> <td></td> <td>(c) 一定の耐震性<sup>※2</sup>を確保するための改修を実施</td> </tr> </tbody> </table>	パターン	耐震診断の方法	耐震補強として実施した措置	①A×(a)	A 耐震改修促進法(告示)に基づく方法で、耐震診断を実施	(a) <ul style="list-style-type: none"> <li>現行の建築基準法に適合させるための改修を実施</li> <li>現行の耐震診断基準<sup>※1</sup>に適合させるための改修を実施</li> </ul>	②B×(b)	B Aで示した告示以外のその他の耐震診断基準に基づき、耐震診断を実施	(b) 学術的に上記と同等と認められる性能を有する改修を実施	③B×(c)		(c) 一定の耐震性 <sup>※2</sup> を確保するための改修を実施	○																																																																				
	パターン		耐震診断の方法	耐震補強として実施した措置																																																																															
	①A×(a)		A 耐震改修促進法(告示)に基づく方法で、耐震診断を実施	(a) <ul style="list-style-type: none"> <li>現行の建築基準法に適合させるための改修を実施</li> <li>現行の耐震診断基準<sup>※1</sup>に適合させるための改修を実施</li> </ul>																																																																															
②B×(b)	B Aで示した告示以外のその他の耐震診断基準に基づき、耐震診断を実施	(b) 学術的に上記と同等と認められる性能を有する改修を実施																																																																																	
③B×(c)		(c) 一定の耐震性 <sup>※2</sup> を確保するための改修を実施																																																																																	
【耐震補強】 鉄筋コンクリートべた基礎の設置、構造用合板と土壁にて壁量の追加、構造材の腐朽部分の補修、火打梁や屋根面といった水平構面の補強。																																																																																			
地震時等の構造安全性の確保	公共文化施設に相当する建物であるため、耐震においては安全率を考慮し、建築基準法で求められる壁量の1.4倍を確保する																																																																																		
出火防止	電気式炉を使用し、常時管理者を配置して安全に配慮する																																																																																		
火災拡大防止	屋内消火設備として易操作消火栓を設置し、消火、火災の拡大防止に対処																																																																																		
近隣への延焼防止	—																																																																																		
消防活動の円滑性の確保	前面道路上に、給水管が直結した消防隊消火活動用の消火栓を設置																																																																																		
避難安全性の確保	煙が充満しないように、天井のない部屋については、軒天井に排煙口を設けて火災による煙を排出し、避難上の安全を確保																																																																																		
その他の配慮事項	階段に関する規定への適合 建物までのスロープを設置することにより、移動等円滑化経路を確保																																																																																		
代替措置の内容の担保方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>「保存活用計画」に基づく、維持管理を行い、点検、報告、相談を必要に応じて行う。</li> <li>「横浜市魅力のある都市景観の創造に関する条例（通称・景観条例、建築基準法第3条第1項第3号その他条例にあたる）」に基づき、現状変更等の許可が必要となる。</li> </ul>																																																																																		
法第20条等に対する措置の基本的な考え方																																																																																			
<ul style="list-style-type: none"> <li>極力、既存の材料・外観を生かす計画としながら、木造建築物の現行の仕様規定に適合させることを原則とし、耐震性を確保するための補強を実施する。</li> <li>R C基礎部分については、既存の玉石礎石と新設のコンクリート基礎とが一体性を持つようにする。</li> <li>本件は公共文化施設であり、また通常の住宅建築よりも大きな小屋組および屋根のため、重い屋根の場合に要する必要壁量の1.4倍の壁量を確保したほか、柱の小径についてもより安全側の計画となるような計画とした。</li> </ul>																																																																																			
実施内容	【耐震診断】 耐震診断を行った経過は確認できない。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>パターン</th> <th>耐震診断の方法</th> <th>耐震補強として実施した措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①A×(a)</td> <td>A 耐震改修促進法(告示)に基づく方法で、耐震診断を実施</td> <td>(a)  <ul style="list-style-type: none"> <li>現行の建築基準法に適合させるための改修を実施</li> <li>現行の耐震診断基準<sup>※1</sup>に適合させるための改修を実施</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>②B×(b)</td> <td>B Aで示した告示以外のその他の耐震診断基準に基づき、耐震診断を実施</td> <td>(b) 学術的に上記と同等と認められる性能を有する改修を実施</td> </tr> <tr> <td>③B×(c)</td> <td></td> <td>(c) 一定の耐震性<sup>※2</sup>を確保するための改修を実施</td> </tr> </tbody> </table>	パターン	耐震診断の方法	耐震補強として実施した措置	①A×(a)	A 耐震改修促進法(告示)に基づく方法で、耐震診断を実施	(a) <ul style="list-style-type: none"> <li>現行の建築基準法に適合させるための改修を実施</li> <li>現行の耐震診断基準<sup>※1</sup>に適合させるための改修を実施</li> </ul>	②B×(b)	B Aで示した告示以外のその他の耐震診断基準に基づき、耐震診断を実施	(b) 学術的に上記と同等と認められる性能を有する改修を実施	③B×(c)		(c) 一定の耐震性 <sup>※2</sup> を確保するための改修を実施	○																																																																				
	パターン		耐震診断の方法	耐震補強として実施した措置																																																																															
	①A×(a)		A 耐震改修促進法(告示)に基づく方法で、耐震診断を実施	(a) <ul style="list-style-type: none"> <li>現行の建築基準法に適合させるための改修を実施</li> <li>現行の耐震診断基準<sup>※1</sup>に適合させるための改修を実施</li> </ul>																																																																															
②B×(b)	B Aで示した告示以外のその他の耐震診断基準に基づき、耐震診断を実施	(b) 学術的に上記と同等と認められる性能を有する改修を実施																																																																																	
③B×(c)		(c) 一定の耐震性 <sup>※2</sup> を確保するための改修を実施																																																																																	
【耐震補強】 鉄筋コンクリートべた基礎の設置、構造用合板と土壁にて壁量の追加、構造材の腐朽部分の補修、火打梁や屋根面といった水平構面の補強。																																																																																			

頁	修正箇所	旧	新																																
43	横浜市・事例3-2 【建物概要・活用方法等 (アンダーライン部分)】	<table border="1"> <tr> <td>事例 3-2</td> <td><b>旧藤本家住宅主屋及び東屋</b></td> <td>所在地</td> <td>神奈川県横浜市</td> </tr> <tr> <td>条例の種類</td> <td colspan="3">横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例</td> </tr> <tr> <td>抵触事項</td> <td colspan="3">法第 63 条/令第 126 条の 2/令第 128 条の 5</td> </tr> <tr> <td>建物概要・活用方法等</td> <td colspan="3">敷地一帯を風致公園に組み込むための整備工事に伴い、茅葺民家を考古学資料館に用途変更することで保存活用を図った。</td> </tr> </table>	事例 3-2	<b>旧藤本家住宅主屋及び東屋</b>	所在地	神奈川県横浜市	条例の種類	横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例			抵触事項	法第 63 条/令第 126 条の 2/令第 128 条の 5			建物概要・活用方法等	敷地一帯を風致公園に組み込むための整備工事に伴い、茅葺民家を考古学資料館に用途変更することで保存活用を図った。			<table border="1"> <tr> <td>事例 3-2</td> <td><b>旧藤本家住宅主屋及び東屋</b></td> <td>所在地</td> <td>神奈川県横浜市</td> </tr> <tr> <td>条例の種類</td> <td colspan="3">横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例</td> </tr> <tr> <td>抵触事項</td> <td colspan="3">法第 63 条/令第 126 条の 2/令第 128 条の 5</td> </tr> <tr> <td>建物概要・活用方法等</td> <td colspan="3">敷地一帯を風致公園に組み込むための整備工事に伴い、茅葺民家を考古学資料館に用途変更することで保存活用を図る（現在、公園整備工事中）。</td> </tr> </table>	事例 3-2	<b>旧藤本家住宅主屋及び東屋</b>	所在地	神奈川県横浜市	条例の種類	横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例			抵触事項	法第 63 条/令第 126 条の 2/令第 128 条の 5			建物概要・活用方法等	敷地一帯を風致公園に組み込むための整備工事に伴い、茅葺民家を考古学資料館に用途変更することで保存活用を図る（現在、公園整備工事中）。		
		事例 3-2	<b>旧藤本家住宅主屋及び東屋</b>	所在地	神奈川県横浜市																														
条例の種類	横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例																																		
抵触事項	法第 63 条/令第 126 条の 2/令第 128 条の 5																																		
建物概要・活用方法等	敷地一帯を風致公園に組み込むための整備工事に伴い、茅葺民家を考古学資料館に用途変更することで保存活用を図った。																																		
事例 3-2	<b>旧藤本家住宅主屋及び東屋</b>	所在地	神奈川県横浜市																																
条例の種類	横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例																																		
抵触事項	法第 63 条/令第 126 条の 2/令第 128 条の 5																																		
建物概要・活用方法等	敷地一帯を風致公園に組み込むための整備工事に伴い、茅葺民家を考古学資料館に用途変更することで保存活用を図る（現在、公園整備工事中）。																																		
<p>1. 歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定と主な代替措置の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条項</th> <th>歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定</th> <th>安全性確保のための主な代替措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第 63 条</td> <td>準防火地域内の屋根の構造は、不燃材料で造る等の措置が求められるが、屋根は茅葺き、庇は板葺きで、性能を満たさない。</td> <td>自動首振放水銃、炎検知設備を設置</td> </tr> <tr> <td>令第 126 条の 2</td> <td>無窓居室を有するため、排煙設備を設置しなければならないが、既存の開口部では有効面積が不足している。</td> <td>小屋裏に蓄煙 各居室の建具を常時開放し、居室面積全体の 1/50 以上の排煙に有効な開口を新設</td> </tr> <tr> <td>令第 128 条の 5</td> <td>内装制限を受ける調理室等を有するため、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としなければならないが、既存の居室は天井が木製又は竹簀子であり、準不燃材ではない。</td> <td>火消壺、灰壺、鉄製の蓋等の鎮火用の道具を常備 壁仕上を左官壁とする</td> </tr> </tbody> </table>  <p>(出典：横浜市提供資料)</p>	条項	歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置	法第 63 条	準防火地域内の屋根の構造は、不燃材料で造る等の措置が求められるが、屋根は茅葺き、庇は板葺きで、性能を満たさない。	自動首振放水銃、炎検知設備を設置	令第 126 条の 2	無窓居室を有するため、排煙設備を設置しなければならないが、既存の開口部では有効面積が不足している。	小屋裏に蓄煙 各居室の建具を常時開放し、居室面積全体の 1/50 以上の排煙に有効な開口を新設	令第 128 条の 5	内装制限を受ける調理室等を有するため、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としなければならないが、既存の居室は天井が木製又は竹簀子であり、準不燃材ではない。	火消壺、灰壺、鉄製の蓋等の鎮火用の道具を常備 壁仕上を左官壁とする	<p>1. 歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定と主な代替措置の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条項</th> <th>歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定</th> <th>安全性確保のための主な代替措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第 63 条</td> <td>準防火地域内の屋根の構造は、不燃材料で造る等の措置が求められるが、屋根は茅葺き、庇は板葺きで、性能を満たさない。</td> <td>自動首振放水銃、炎検知設備を設置</td> </tr> <tr> <td>令第 126 条の 2</td> <td>無窓居室を有するため、排煙設備を設置しなければならないが、既存の開口部では有効面積が不足している。</td> <td>小屋裏に蓄煙 各居室の建具を常時開放し、居室面積全体の 1/50 以上の排煙に有効な開口を新設</td> </tr> <tr> <td>令第 128 条の 5</td> <td>内装制限を受ける調理室等を有するため、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としなければならないが、既存の居室は天井が木製又は竹簀子であり、準不燃材ではない。</td> <td>火消壺、灰壺、鉄製の蓋等の鎮火用の道具を常備 壁仕上を左官壁とする</td> </tr> </tbody> </table>  <p>(出典：横浜市提供資料)</p>	条項	歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置	法第 63 条	準防火地域内の屋根の構造は、不燃材料で造る等の措置が求められるが、屋根は茅葺き、庇は板葺きで、性能を満たさない。	自動首振放水銃、炎検知設備を設置	令第 126 条の 2	無窓居室を有するため、排煙設備を設置しなければならないが、既存の開口部では有効面積が不足している。	小屋裏に蓄煙 各居室の建具を常時開放し、居室面積全体の 1/50 以上の排煙に有効な開口を新設	令第 128 条の 5	内装制限を受ける調理室等を有するため、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としなければならないが、既存の居室は天井が木製又は竹簀子であり、準不燃材ではない。	火消壺、灰壺、鉄製の蓋等の鎮火用の道具を常備 壁仕上を左官壁とする										
条項	歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置																																	
法第 63 条	準防火地域内の屋根の構造は、不燃材料で造る等の措置が求められるが、屋根は茅葺き、庇は板葺きで、性能を満たさない。	自動首振放水銃、炎検知設備を設置																																	
令第 126 条の 2	無窓居室を有するため、排煙設備を設置しなければならないが、既存の開口部では有効面積が不足している。	小屋裏に蓄煙 各居室の建具を常時開放し、居室面積全体の 1/50 以上の排煙に有効な開口を新設																																	
令第 128 条の 5	内装制限を受ける調理室等を有するため、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としなければならないが、既存の居室は天井が木製又は竹簀子であり、準不燃材ではない。	火消壺、灰壺、鉄製の蓋等の鎮火用の道具を常備 壁仕上を左官壁とする																																	
条項	歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置																																	
法第 63 条	準防火地域内の屋根の構造は、不燃材料で造る等の措置が求められるが、屋根は茅葺き、庇は板葺きで、性能を満たさない。	自動首振放水銃、炎検知設備を設置																																	
令第 126 条の 2	無窓居室を有するため、排煙設備を設置しなければならないが、既存の開口部では有効面積が不足している。	小屋裏に蓄煙 各居室の建具を常時開放し、居室面積全体の 1/50 以上の排煙に有効な開口を新設																																	
令第 128 条の 5	内装制限を受ける調理室等を有するため、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としなければならないが、既存の居室は天井が木製又は竹簀子であり、準不燃材ではない。	火消壺、灰壺、鉄製の蓋等の鎮火用の道具を常備 壁仕上を左官壁とする																																	

頁	修正箇所	旧	新																																
53	横浜市・事例3-4 【建物概要・活用方法等（アンダーライン部分）】	<table border="1"> <tr> <td>事例3-4</td> <td>旧横浜生糸検査所附属倉庫事務所</td> <td>所在地</td> <td>神奈川県横浜市</td> </tr> <tr> <td>条例の種類</td> <td colspan="3">横浜市文化財保護条例</td> </tr> <tr> <td>抵触事項</td> <td colspan="3">法第20条/令第77条/令第78条の2/令第79条/法第37条</td> </tr> <tr> <td>建物概要・活用方法等</td> <td colspan="3">敷地の民間開発事業にあたり、大正15年に建築された倉庫事務所の文化的価値を尊重した保存・活用を行うため、既存倉庫事務所に全体建物を増築した。</td> </tr> </table>	事例3-4	旧横浜生糸検査所附属倉庫事務所	所在地	神奈川県横浜市	条例の種類	横浜市文化財保護条例			抵触事項	法第20条/令第77条/令第78条の2/令第79条/法第37条			建物概要・活用方法等	敷地の民間開発事業にあたり、大正15年に建築された倉庫事務所の文化的価値を尊重した保存・活用を行うため、既存倉庫事務所に全体建物を増築した。			<table border="1"> <tr> <td>事例3-4</td> <td>旧横浜生糸検査所附属倉庫事務所</td> <td>所在地</td> <td>神奈川県横浜市</td> </tr> <tr> <td>条例の種類</td> <td colspan="3">横浜市文化財保護条例</td> </tr> <tr> <td>抵触事項</td> <td colspan="3">法第20条/令第77条/令第78条の2/令第79条/法第37条</td> </tr> <tr> <td>建物概要・活用方法等</td> <td colspan="3">敷地の民間開発事業にあたり、大正15年に建築された倉庫事務所の文化的価値を尊重した保存・活用を行うため、既存倉庫事務所に全体建物を増築する（現在、工事中）。</td> </tr> </table>	事例3-4	旧横浜生糸検査所附属倉庫事務所	所在地	神奈川県横浜市	条例の種類	横浜市文化財保護条例			抵触事項	法第20条/令第77条/令第78条の2/令第79条/法第37条			建物概要・活用方法等	敷地の民間開発事業にあたり、大正15年に建築された倉庫事務所の文化的価値を尊重した保存・活用を行うため、既存倉庫事務所に全体建物を増築する（現在、工事中）。		
		事例3-4	旧横浜生糸検査所附属倉庫事務所	所在地	神奈川県横浜市																														
条例の種類	横浜市文化財保護条例																																		
抵触事項	法第20条/令第77条/令第78条の2/令第79条/法第37条																																		
建物概要・活用方法等	敷地の民間開発事業にあたり、大正15年に建築された倉庫事務所の文化的価値を尊重した保存・活用を行うため、既存倉庫事務所に全体建物を増築した。																																		
事例3-4	旧横浜生糸検査所附属倉庫事務所	所在地	神奈川県横浜市																																
条例の種類	横浜市文化財保護条例																																		
抵触事項	法第20条/令第77条/令第78条の2/令第79条/法第37条																																		
建物概要・活用方法等	敷地の民間開発事業にあたり、大正15年に建築された倉庫事務所の文化的価値を尊重した保存・活用を行うため、既存倉庫事務所に全体建物を増築する（現在、工事中）。																																		
		<p>1. 歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定と主な代替措置の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条項</th> <th>歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定</th> <th>安全性確保のための主な代替措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第20条</td> <td>政令で定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有することが求められるが、耐震安全性などの一部の規定に適合していない。</td> <td rowspan="5">耐震診断を行い、柱・梁・壁補強、構造スリット設置等による耐震補強を実施</td> </tr> <tr> <td>令第77条</td> <td>構造耐力上主要な部分である柱は、政令に定める構造とすることが求められるが、柱の構造について、帯筋比や主筋量等を満足していない。</td> </tr> <tr> <td>令第78条の2</td> <td>耐力壁は政令に定める構造とすることが求められるが、耐力壁の開口部周囲の補強筋について、調査による径の実測を行っていない。</td> </tr> <tr> <td>令第79条</td> <td>鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さとして所定の厚さが求められるが、柱・はりの部分的に所定の鉄筋かぶり厚さを満足していない。</td> </tr> <tr> <td>法第37条</td> <td>主要構造部等についてはJIS規格品等の指定建築材料を使用することが求められるが、JIS制定前の竣工のため、コンクリート・鉄筋ともにJIS規格品ではなく、建築材料の品質が適合しない。</td> </tr> </tbody> </table>	条項	歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置	法第20条	政令で定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有することが求められるが、耐震安全性などの一部の規定に適合していない。	耐震診断を行い、柱・梁・壁補強、構造スリット設置等による耐震補強を実施	令第77条	構造耐力上主要な部分である柱は、政令に定める構造とすることが求められるが、柱の構造について、帯筋比や主筋量等を満足していない。	令第78条の2	耐力壁は政令に定める構造とすることが求められるが、耐力壁の開口部周囲の補強筋について、調査による径の実測を行っていない。	令第79条	鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さとして所定の厚さが求められるが、柱・はりの部分的に所定の鉄筋かぶり厚さを満足していない。	法第37条	主要構造部等についてはJIS規格品等の指定建築材料を使用することが求められるが、JIS制定前の竣工のため、コンクリート・鉄筋ともにJIS規格品ではなく、建築材料の品質が適合しない。	<p>1. 歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定と主な代替措置の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条項</th> <th>歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定</th> <th>安全性確保のための主な代替措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第20条</td> <td>政令で定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有することが求められるが、耐震安全性などの一部の規定に適合していない。</td> <td rowspan="5">耐震診断を行い、柱・梁・壁補強、構造スリット設置等による耐震補強を実施</td> </tr> <tr> <td>令第77条</td> <td>構造耐力上主要な部分である柱は、政令に定める構造とすることが求められるが、柱の構造について、帯筋比や主筋量等を満足していない。</td> </tr> <tr> <td>令第78条の2</td> <td>耐力壁は政令に定める構造とすることが求められるが、耐力壁の開口部周囲の補強筋について、調査による径の実測を行っていない。</td> </tr> <tr> <td>令第79条</td> <td>鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さとして所定の厚さが求められるが、柱・はりの部分的に所定の鉄筋かぶり厚さを満足していない。</td> </tr> <tr> <td>法第37条</td> <td>主要構造部等についてはJIS規格品等の指定建築材料を使用することが求められるが、JIS制定前の竣工のため、コンクリート・鉄筋ともにJIS規格品ではなく、建築材料の品質が適合しない。</td> </tr> </tbody> </table>	条項	歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置	法第20条	政令で定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有することが求められるが、耐震安全性などの一部の規定に適合していない。	耐震診断を行い、柱・梁・壁補強、構造スリット設置等による耐震補強を実施	令第77条	構造耐力上主要な部分である柱は、政令に定める構造とすることが求められるが、柱の構造について、帯筋比や主筋量等を満足していない。	令第78条の2	耐力壁は政令に定める構造とすることが求められるが、耐力壁の開口部周囲の補強筋について、調査による径の実測を行っていない。	令第79条	鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さとして所定の厚さが求められるが、柱・はりの部分的に所定の鉄筋かぶり厚さを満足していない。	法第37条	主要構造部等についてはJIS規格品等の指定建築材料を使用することが求められるが、JIS制定前の竣工のため、コンクリート・鉄筋ともにJIS規格品ではなく、建築材料の品質が適合しない。				
条項	歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置																																	
法第20条	政令で定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有することが求められるが、耐震安全性などの一部の規定に適合していない。	耐震診断を行い、柱・梁・壁補強、構造スリット設置等による耐震補強を実施																																	
令第77条	構造耐力上主要な部分である柱は、政令に定める構造とすることが求められるが、柱の構造について、帯筋比や主筋量等を満足していない。																																		
令第78条の2	耐力壁は政令に定める構造とすることが求められるが、耐力壁の開口部周囲の補強筋について、調査による径の実測を行っていない。																																		
令第79条	鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さとして所定の厚さが求められるが、柱・はりの部分的に所定の鉄筋かぶり厚さを満足していない。																																		
法第37条	主要構造部等についてはJIS規格品等の指定建築材料を使用することが求められるが、JIS制定前の竣工のため、コンクリート・鉄筋ともにJIS規格品ではなく、建築材料の品質が適合しない。																																		
条項	歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置																																	
法第20条	政令で定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有することが求められるが、耐震安全性などの一部の規定に適合していない。	耐震診断を行い、柱・梁・壁補強、構造スリット設置等による耐震補強を実施																																	
令第77条	構造耐力上主要な部分である柱は、政令に定める構造とすることが求められるが、柱の構造について、帯筋比や主筋量等を満足していない。																																		
令第78条の2	耐力壁は政令に定める構造とすることが求められるが、耐力壁の開口部周囲の補強筋について、調査による径の実測を行っていない。																																		
令第79条	鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さとして所定の厚さが求められるが、柱・はりの部分的に所定の鉄筋かぶり厚さを満足していない。																																		
法第37条	主要構造部等についてはJIS規格品等の指定建築材料を使用することが求められるが、JIS制定前の竣工のため、コンクリート・鉄筋ともにJIS規格品ではなく、建築材料の品質が適合しない。																																		
		 <p>(出典：横浜市提供資料)</p>	 <p>(出典：横浜市提供資料)</p>																																

頁	修正箇所	旧	新																																
72	兵庫県・事例4-2 【事例名称(アンダーライン部分)】	<table border="1"> <tr> <td>事例 4-2</td> <td>大手会館 (旧氷上高等学校校舎)</td> <td>所在地</td> <td>兵庫県丹波市</td> </tr> <tr> <td>条例の種類</td> <td colspan="3">兵庫県文化財保護条例</td> </tr> <tr> <td>抵触事項</td> <td colspan="3">令第23条/令第120条/令第121条/令第126条の2</td> </tr> <tr> <td>建物概要・活用方法等</td> <td colspan="3">明治18年に建築された木造2階建ての旧学校校舎を物品販売店・飲食店として活用するにあたり、飲食店の運営に必要な厨房等を補充する施設を鉄骨造で増築した。</td> </tr> </table>	事例 4-2	大手会館 (旧氷上高等学校校舎)	所在地	兵庫県丹波市	条例の種類	兵庫県文化財保護条例			抵触事項	令第23条/令第120条/令第121条/令第126条の2			建物概要・活用方法等	明治18年に建築された木造2階建ての旧学校校舎を物品販売店・飲食店として活用するにあたり、飲食店の運営に必要な厨房等を補充する施設を鉄骨造で増築した。			<table border="1"> <tr> <td>事例 4-2</td> <td>たんば黎明館 (旧氷上高等学校校舎)</td> <td>所在地</td> <td>兵庫県丹波市</td> </tr> <tr> <td>条例の種類</td> <td colspan="3">兵庫県文化財保護条例</td> </tr> <tr> <td>抵触事項</td> <td colspan="3">令第23条/令第120条/令第121条/令第126条の2</td> </tr> <tr> <td>建物概要・活用方法等</td> <td colspan="3">明治18年に建築された木造2階建ての旧学校校舎を物品販売店・飲食店として活用するにあたり、飲食店の運営に必要な厨房等を補充する施設を鉄骨造で増築した。</td> </tr> </table>	事例 4-2	たんば黎明館 (旧氷上高等学校校舎)	所在地	兵庫県丹波市	条例の種類	兵庫県文化財保護条例			抵触事項	令第23条/令第120条/令第121条/令第126条の2			建物概要・活用方法等	明治18年に建築された木造2階建ての旧学校校舎を物品販売店・飲食店として活用するにあたり、飲食店の運営に必要な厨房等を補充する施設を鉄骨造で増築した。		
		事例 4-2	大手会館 (旧氷上高等学校校舎)	所在地	兵庫県丹波市																														
条例の種類	兵庫県文化財保護条例																																		
抵触事項	令第23条/令第120条/令第121条/令第126条の2																																		
建物概要・活用方法等	明治18年に建築された木造2階建ての旧学校校舎を物品販売店・飲食店として活用するにあたり、飲食店の運営に必要な厨房等を補充する施設を鉄骨造で増築した。																																		
事例 4-2	たんば黎明館 (旧氷上高等学校校舎)	所在地	兵庫県丹波市																																
条例の種類	兵庫県文化財保護条例																																		
抵触事項	令第23条/令第120条/令第121条/令第126条の2																																		
建物概要・活用方法等	明治18年に建築された木造2階建ての旧学校校舎を物品販売店・飲食店として活用するにあたり、飲食店の運営に必要な厨房等を補充する施設を鉄骨造で増築した。																																		
<p>1. 歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定と主な代替措置の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条項</th> <th>歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定</th> <th>安全性確保のための主な代替措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令第23条</td> <td>直上階の居室の床面積の合計が200㎡を超える地上階の場合、20cm以上の蹴上げ、24cm以上の踏面が求められるが、既存階段の踏面寸法が規定値を満たしていない。</td> <td>増築部に適合寸法の直通階段を新設</td> </tr> <tr> <td>令第120条</td> <td>避難階以外の階(2階)に飲食店を設ける計画であるため、居室の各部分から歩行距離30m以下に直通階段の設置が求められるが、直通階段までの歩行距離が30mを超えている。</td> <td>2階に避難はしご3基を設置</td> </tr> <tr> <td>令第121条</td> <td>避難階以外の階(2階)の居室の床面積の合計が200㎡を超える場合、二以上の直通階段の設置が求められるが、直通階段を一つしか設けていない。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令第126条の2</td> <td>特殊建築物で延べ面積が500㎡を超える場合、排煙設備を設置しなければならないが、既存の各室及び廊下の開口部は、自然排煙としての有効面積が不足している。</td> <td>既設窓からの自然排煙に加え、内装制限を不燃材料とし、法の規定より強化</td> </tr> </tbody> </table>  <p>改修後の2階平面図。既存階段の踏面寸法不足の代替措置として、増築部に直通階段を新設。また、歩行距離不足、2以上の直通階段の未設置の代替措置として、避難安全性の確保のため、2階の要所に避難はしごを3基設置。 (出典：兵庫県建築審査会資料)</p> <p>階段の踏面寸法不足 →増築部に直通階段新設</p> <p>歩行距離不足、2以上の直通階段未設置 →2階に避難はしご設置</p> <p>階段の踏面寸法不足 →増築部に直通階段新設</p> <p>●：非常口誘導灯を示す。</p>	条項	歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置	令第23条	直上階の居室の床面積の合計が200㎡を超える地上階の場合、20cm以上の蹴上げ、24cm以上の踏面が求められるが、既存階段の踏面寸法が規定値を満たしていない。	増築部に適合寸法の直通階段を新設	令第120条	避難階以外の階(2階)に飲食店を設ける計画であるため、居室の各部分から歩行距離30m以下に直通階段の設置が求められるが、直通階段までの歩行距離が30mを超えている。	2階に避難はしご3基を設置	令第121条	避難階以外の階(2階)の居室の床面積の合計が200㎡を超える場合、二以上の直通階段の設置が求められるが、直通階段を一つしか設けていない。		令第126条の2	特殊建築物で延べ面積が500㎡を超える場合、排煙設備を設置しなければならないが、既存の各室及び廊下の開口部は、自然排煙としての有効面積が不足している。	既設窓からの自然排煙に加え、内装制限を不燃材料とし、法の規定より強化	<p>1. 歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定と主な代替措置の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条項</th> <th>歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定</th> <th>安全性確保のための主な代替措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令第23条</td> <td>直上階の居室の床面積の合計が200㎡を超える地上階の場合、20cm以上の蹴上げ、24cm以上の踏面が求められるが、既存階段の踏面寸法が規定値を満たしていない。</td> <td>増築部に適合寸法の直通階段を新設</td> </tr> <tr> <td>令第120条</td> <td>避難階以外の階(2階)に飲食店を設ける計画であるため、居室の各部分から歩行距離30m以下に直通階段の設置が求められるが、直通階段までの歩行距離が30mを超えている。</td> <td>2階に避難はしご3基を設置</td> </tr> <tr> <td>令第121条</td> <td>避難階以外の階(2階)の居室の床面積の合計が200㎡を超える場合、二以上の直通階段の設置が求められるが、直通階段を一つしか設けていない。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令第126条の2</td> <td>特殊建築物で延べ面積が500㎡を超える場合、排煙設備を設置しなければならないが、既存の各室及び廊下の開口部は、自然排煙としての有効面積が不足している。</td> <td>既設窓からの自然排煙に加え、内装制限を不燃材料とし、法の規定より強化</td> </tr> </tbody> </table>  <p>改修後の2階平面図。既存階段の踏面寸法不足の代替措置として、増築部に直通階段を新設。また、歩行距離不足、2以上の直通階段の未設置の代替措置として、避難安全性の確保のため、2階の要所に避難はしごを3基設置。 (出典：兵庫県建築審査会資料)</p> <p>階段の踏面寸法不足 →増築部に直通階段新設</p> <p>歩行距離不足、2以上の直通階段未設置 →2階に避難はしご設置</p> <p>階段の踏面寸法不足 →増築部に直通階段新設</p> <p>●：非常口誘導灯を示す。</p>	条項	歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置	令第23条	直上階の居室の床面積の合計が200㎡を超える地上階の場合、20cm以上の蹴上げ、24cm以上の踏面が求められるが、既存階段の踏面寸法が規定値を満たしていない。	増築部に適合寸法の直通階段を新設	令第120条	避難階以外の階(2階)に飲食店を設ける計画であるため、居室の各部分から歩行距離30m以下に直通階段の設置が求められるが、直通階段までの歩行距離が30mを超えている。	2階に避難はしご3基を設置	令第121条	避難階以外の階(2階)の居室の床面積の合計が200㎡を超える場合、二以上の直通階段の設置が求められるが、直通階段を一つしか設けていない。		令第126条の2	特殊建築物で延べ面積が500㎡を超える場合、排煙設備を設置しなければならないが、既存の各室及び廊下の開口部は、自然排煙としての有効面積が不足している。	既設窓からの自然排煙に加え、内装制限を不燃材料とし、法の規定より強化				
条項	歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置																																	
令第23条	直上階の居室の床面積の合計が200㎡を超える地上階の場合、20cm以上の蹴上げ、24cm以上の踏面が求められるが、既存階段の踏面寸法が規定値を満たしていない。	増築部に適合寸法の直通階段を新設																																	
令第120条	避難階以外の階(2階)に飲食店を設ける計画であるため、居室の各部分から歩行距離30m以下に直通階段の設置が求められるが、直通階段までの歩行距離が30mを超えている。	2階に避難はしご3基を設置																																	
令第121条	避難階以外の階(2階)の居室の床面積の合計が200㎡を超える場合、二以上の直通階段の設置が求められるが、直通階段を一つしか設けていない。																																		
令第126条の2	特殊建築物で延べ面積が500㎡を超える場合、排煙設備を設置しなければならないが、既存の各室及び廊下の開口部は、自然排煙としての有効面積が不足している。	既設窓からの自然排煙に加え、内装制限を不燃材料とし、法の規定より強化																																	
条項	歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置																																	
令第23条	直上階の居室の床面積の合計が200㎡を超える地上階の場合、20cm以上の蹴上げ、24cm以上の踏面が求められるが、既存階段の踏面寸法が規定値を満たしていない。	増築部に適合寸法の直通階段を新設																																	
令第120条	避難階以外の階(2階)に飲食店を設ける計画であるため、居室の各部分から歩行距離30m以下に直通階段の設置が求められるが、直通階段までの歩行距離が30mを超えている。	2階に避難はしご3基を設置																																	
令第121条	避難階以外の階(2階)の居室の床面積の合計が200㎡を超える場合、二以上の直通階段の設置が求められるが、直通階段を一つしか設けていない。																																		
令第126条の2	特殊建築物で延べ面積が500㎡を超える場合、排煙設備を設置しなければならないが、既存の各室及び廊下の開口部は、自然排煙としての有効面積が不足している。	既設窓からの自然排煙に加え、内装制限を不燃材料とし、法の規定より強化																																	

頁	修正箇所	旧	新																																																																																																																								
73	兵庫県・事例4-2 【名称（アンダーライン部分）】	<p><b>2. 事例の概要</b></p> <table border="1"> <tr> <td>名称／所在地／特定行政庁</td> <td colspan="2">大手会館（旧氷上高等小学校校舎）／兵庫県丹波市／兵庫県</td> </tr> <tr> <td>建築基準法適用除外の根拠／指定年</td> <td colspan="2">兵庫県文化財保護条例／平成 25 年</td> </tr> <tr> <td>文化財等の指定状況</td> <td colspan="2">兵庫県指定重要有形文化財（建造物）（兵庫県文化財保護条例）</td> </tr> <tr> <td>建築年</td> <td colspan="2">1885 年（明治 18 年）</td> </tr> <tr> <td>工事種別</td> <td colspan="2">新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替 用途変更</td> </tr> <tr> <td>うち、代替措置に関する工事の内容</td> <td colspan="2">小学校から物品販売業を営む店舗、飲食店に用途変更するとともに、厨房等を増築。</td> </tr> <tr> <td>建物概要</td> <td>従前</td> <td>従後</td> </tr> <tr> <td>主要用途</td> <td>小学校</td> <td>物品販売業を営む店舗、飲食店</td> </tr> <tr> <td>構造／階数／建物高さ</td> <td>木造／地上 2 階／11.06m</td> <td>木造・鉄骨造／地上 2 階／11.06m</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>1615.13 m<sup>2</sup></td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>建築面積／延床面積</td> <td>357.63 m<sup>2</sup>／705.35 m<sup>2</sup></td> <td>490.81 m<sup>2</sup>／949.78 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>用途地域等</td> <td colspan="2">都市計画区域内（区域区分非設定）／防火地域指定なし</td> </tr> <tr> <td>市街地環境</td> <td colspan="2">旧氷上郡柏原町の中心部にあり、国史跡柏原藩陣屋跡の北側に隣接。建設当時から現在地に立地。</td> </tr> </table> <p><b>3. 活用方法</b></p> <table border="1"> <tr> <td>保存活用方針</td> <td>文化財としての保存、継承を第一に、多くの部分が改変されている内装材等をできる限り創建当初の姿に復元。</td> </tr> <tr> <td>活用方法</td> <td>歴史・文化資源を活用した地域の集客・交流機能の強化を図るため、旧学校校舎を物品販売店や飲食店として保存活用。</td> </tr> <tr> <td>開館時間、職員配置等</td> <td>一般公開。 職員配置等：開館時間中は指定管理者の職員が常勤。</td> </tr> </table> <p><b>4. 代替措置</b></p> <p>4-1. 安全性確保のための代替措置の内容</p> <p>①令第 23 条</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">抵触内容 と本来必要だった工事内容</td> <td>抵触内容</td> <td colspan="2">代替措置</td> </tr> <tr> <td>直上階の居室の床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>を超える地上階の場合、20 cm 以上の蹴上げ、24 cm 以上の踏面が求められるが、階段の踏面寸法の不足のため、既存階段の法適合改修が必要。</td> <td>措置内容・目的</td> <td>避難安全性の確保のため、増築部で適合寸法の直通階段を新設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ソフト対策</td> <td>・ 従業員等への避難誘導の指導教育 ・ 避難時の適切な誘導 ・ 多数利用者が予想される場合、警備スタッフの配置及び入場の制限</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>結果としての効果</td> <td colspan="2">・ 創建当初の階段等を保存することができた ・ 代替措置により避難安全性を確保することができた</td> </tr> </table>	名称／所在地／特定行政庁	大手会館（旧氷上高等小学校校舎）／兵庫県丹波市／兵庫県		建築基準法適用除外の根拠／指定年	兵庫県文化財保護条例／平成 25 年		文化財等の指定状況	兵庫県指定重要有形文化財（建造物）（兵庫県文化財保護条例）		建築年	1885 年（明治 18 年）		工事種別	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替 用途変更		うち、代替措置に関する工事の内容	小学校から物品販売業を営む店舗、飲食店に用途変更するとともに、厨房等を増築。		建物概要	従前	従後	主要用途	小学校	物品販売業を営む店舗、飲食店	構造／階数／建物高さ	木造／地上 2 階／11.06m	木造・鉄骨造／地上 2 階／11.06m	敷地面積	1615.13 m <sup>2</sup>	同左	建築面積／延床面積	357.63 m <sup>2</sup> ／705.35 m <sup>2</sup>	490.81 m <sup>2</sup> ／949.78 m <sup>2</sup>	用途地域等	都市計画区域内（区域区分非設定）／防火地域指定なし		市街地環境	旧氷上郡柏原町の中心部にあり、国史跡柏原藩陣屋跡の北側に隣接。建設当時から現在地に立地。		保存活用方針	文化財としての保存、継承を第一に、多くの部分が改変されている内装材等をできる限り創建当初の姿に復元。	活用方法	歴史・文化資源を活用した地域の集客・交流機能の強化を図るため、旧学校校舎を物品販売店や飲食店として保存活用。	開館時間、職員配置等	一般公開。 職員配置等：開館時間中は指定管理者の職員が常勤。	抵触内容 と本来必要だった工事内容	抵触内容	代替措置		直上階の居室の床面積の合計が 200 m <sup>2</sup> を超える地上階の場合、20 cm 以上の蹴上げ、24 cm 以上の踏面が求められるが、階段の踏面寸法の不足のため、既存階段の法適合改修が必要。	措置内容・目的	避難安全性の確保のため、増築部で適合寸法の直通階段を新設		ソフト対策	・ 従業員等への避難誘導の指導教育 ・ 避難時の適切な誘導 ・ 多数利用者が予想される場合、警備スタッフの配置及び入場の制限			結果としての効果	・ 創建当初の階段等を保存することができた ・ 代替措置により避難安全性を確保することができた		<p><b>2. 事例の概要</b></p> <table border="1"> <tr> <td>名称／所在地／特定行政庁</td> <td colspan="2">たんば黎明館（旧氷上高等小学校校舎）／兵庫県丹波市／兵庫県</td> </tr> <tr> <td>建築基準法適用除外の根拠／指定年</td> <td colspan="2">兵庫県文化財保護条例／平成 25 年</td> </tr> <tr> <td>文化財等の指定状況</td> <td colspan="2">兵庫県指定重要有形文化財（建造物）（兵庫県文化財保護条例）</td> </tr> <tr> <td>建築年</td> <td colspan="2">1885 年（明治 18 年）</td> </tr> <tr> <td>工事種別</td> <td colspan="2">新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替 用途変更</td> </tr> <tr> <td>うち、代替措置に関する工事の内容</td> <td colspan="2">小学校から物品販売業を営む店舗、飲食店に用途変更するとともに、厨房等を増築。</td> </tr> <tr> <td>建物概要</td> <td>従前</td> <td>従後</td> </tr> <tr> <td>主要用途</td> <td>小学校</td> <td>物品販売業を営む店舗、飲食店</td> </tr> <tr> <td>構造／階数／建物高さ</td> <td>木造／地上 2 階／11.06m</td> <td>木造・鉄骨造／地上 2 階／11.06m</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>1615.13 m<sup>2</sup></td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>建築面積／延床面積</td> <td>357.63 m<sup>2</sup>／705.35 m<sup>2</sup></td> <td>490.81 m<sup>2</sup>／949.78 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>用途地域等</td> <td colspan="2">都市計画区域内（区域区分非設定）／防火地域指定なし</td> </tr> <tr> <td>市街地環境</td> <td colspan="2">旧氷上郡柏原町の中心部にあり、国史跡柏原藩陣屋跡の北側に隣接。建設当時から現在地に立地。</td> </tr> </table> <p><b>3. 活用方法</b></p> <table border="1"> <tr> <td>保存活用方針</td> <td>文化財としての保存、継承を第一に、多くの部分が改変されている内装材等をできる限り創建当初の姿に復元。</td> </tr> <tr> <td>活用方法</td> <td>歴史・文化資源を活用した地域の集客・交流機能の強化を図るため、旧学校校舎を物品販売店や飲食店として保存活用。</td> </tr> <tr> <td>開館時間、職員配置等</td> <td>一般公開。 職員配置等：開館時間中は指定管理者の職員が常勤。</td> </tr> </table> <p><b>4. 代替措置</b></p> <p>4-1. 安全性確保のための代替措置の内容</p> <p>①令第 23 条</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">抵触内容 と本来必要だった工事内容</td> <td>抵触内容</td> <td colspan="2">代替措置</td> </tr> <tr> <td>直上階の居室の床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>を超える地上階の場合、20 cm 以上の蹴上げ、24 cm 以上の踏面が求められるが、階段の踏面寸法の不足のため、既存階段の法適合改修が必要。</td> <td>措置内容・目的</td> <td>避難安全性の確保のため、増築部で適合寸法の直通階段を新設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ソフト対策</td> <td>・ 従業員等への避難誘導の指導教育 ・ 避難時の適切な誘導 ・ 多数利用者が予想される場合、警備スタッフの配置及び入場の制限</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>結果としての効果</td> <td colspan="2">・ 創建当初の階段等を保存することができた ・ 代替措置により避難安全性を確保することができた</td> </tr> </table>	名称／所在地／特定行政庁	たんば黎明館（旧氷上高等小学校校舎）／兵庫県丹波市／兵庫県		建築基準法適用除外の根拠／指定年	兵庫県文化財保護条例／平成 25 年		文化財等の指定状況	兵庫県指定重要有形文化財（建造物）（兵庫県文化財保護条例）		建築年	1885 年（明治 18 年）		工事種別	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替 用途変更		うち、代替措置に関する工事の内容	小学校から物品販売業を営む店舗、飲食店に用途変更するとともに、厨房等を増築。		建物概要	従前	従後	主要用途	小学校	物品販売業を営む店舗、飲食店	構造／階数／建物高さ	木造／地上 2 階／11.06m	木造・鉄骨造／地上 2 階／11.06m	敷地面積	1615.13 m <sup>2</sup>	同左	建築面積／延床面積	357.63 m <sup>2</sup> ／705.35 m <sup>2</sup>	490.81 m <sup>2</sup> ／949.78 m <sup>2</sup>	用途地域等	都市計画区域内（区域区分非設定）／防火地域指定なし		市街地環境	旧氷上郡柏原町の中心部にあり、国史跡柏原藩陣屋跡の北側に隣接。建設当時から現在地に立地。		保存活用方針	文化財としての保存、継承を第一に、多くの部分が改変されている内装材等をできる限り創建当初の姿に復元。	活用方法	歴史・文化資源を活用した地域の集客・交流機能の強化を図るため、旧学校校舎を物品販売店や飲食店として保存活用。	開館時間、職員配置等	一般公開。 職員配置等：開館時間中は指定管理者の職員が常勤。	抵触内容 と本来必要だった工事内容	抵触内容	代替措置		直上階の居室の床面積の合計が 200 m <sup>2</sup> を超える地上階の場合、20 cm 以上の蹴上げ、24 cm 以上の踏面が求められるが、階段の踏面寸法の不足のため、既存階段の法適合改修が必要。	措置内容・目的	避難安全性の確保のため、増築部で適合寸法の直通階段を新設		ソフト対策	・ 従業員等への避難誘導の指導教育 ・ 避難時の適切な誘導 ・ 多数利用者が予想される場合、警備スタッフの配置及び入場の制限			結果としての効果	・ 創建当初の階段等を保存することができた ・ 代替措置により避難安全性を確保することができた	
		名称／所在地／特定行政庁	大手会館（旧氷上高等小学校校舎）／兵庫県丹波市／兵庫県																																																																																																																								
建築基準法適用除外の根拠／指定年	兵庫県文化財保護条例／平成 25 年																																																																																																																										
文化財等の指定状況	兵庫県指定重要有形文化財（建造物）（兵庫県文化財保護条例）																																																																																																																										
建築年	1885 年（明治 18 年）																																																																																																																										
工事種別	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替 用途変更																																																																																																																										
うち、代替措置に関する工事の内容	小学校から物品販売業を営む店舗、飲食店に用途変更するとともに、厨房等を増築。																																																																																																																										
建物概要	従前	従後																																																																																																																									
主要用途	小学校	物品販売業を営む店舗、飲食店																																																																																																																									
構造／階数／建物高さ	木造／地上 2 階／11.06m	木造・鉄骨造／地上 2 階／11.06m																																																																																																																									
敷地面積	1615.13 m <sup>2</sup>	同左																																																																																																																									
建築面積／延床面積	357.63 m <sup>2</sup> ／705.35 m <sup>2</sup>	490.81 m <sup>2</sup> ／949.78 m <sup>2</sup>																																																																																																																									
用途地域等	都市計画区域内（区域区分非設定）／防火地域指定なし																																																																																																																										
市街地環境	旧氷上郡柏原町の中心部にあり、国史跡柏原藩陣屋跡の北側に隣接。建設当時から現在地に立地。																																																																																																																										
保存活用方針	文化財としての保存、継承を第一に、多くの部分が改変されている内装材等をできる限り創建当初の姿に復元。																																																																																																																										
活用方法	歴史・文化資源を活用した地域の集客・交流機能の強化を図るため、旧学校校舎を物品販売店や飲食店として保存活用。																																																																																																																										
開館時間、職員配置等	一般公開。 職員配置等：開館時間中は指定管理者の職員が常勤。																																																																																																																										
抵触内容 と本来必要だった工事内容	抵触内容	代替措置																																																																																																																									
	直上階の居室の床面積の合計が 200 m <sup>2</sup> を超える地上階の場合、20 cm 以上の蹴上げ、24 cm 以上の踏面が求められるが、階段の踏面寸法の不足のため、既存階段の法適合改修が必要。	措置内容・目的	避難安全性の確保のため、増築部で適合寸法の直通階段を新設																																																																																																																								
	ソフト対策	・ 従業員等への避難誘導の指導教育 ・ 避難時の適切な誘導 ・ 多数利用者が予想される場合、警備スタッフの配置及び入場の制限																																																																																																																									
	結果としての効果	・ 創建当初の階段等を保存することができた ・ 代替措置により避難安全性を確保することができた																																																																																																																									
名称／所在地／特定行政庁	たんば黎明館（旧氷上高等小学校校舎）／兵庫県丹波市／兵庫県																																																																																																																										
建築基準法適用除外の根拠／指定年	兵庫県文化財保護条例／平成 25 年																																																																																																																										
文化財等の指定状況	兵庫県指定重要有形文化財（建造物）（兵庫県文化財保護条例）																																																																																																																										
建築年	1885 年（明治 18 年）																																																																																																																										
工事種別	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替 用途変更																																																																																																																										
うち、代替措置に関する工事の内容	小学校から物品販売業を営む店舗、飲食店に用途変更するとともに、厨房等を増築。																																																																																																																										
建物概要	従前	従後																																																																																																																									
主要用途	小学校	物品販売業を営む店舗、飲食店																																																																																																																									
構造／階数／建物高さ	木造／地上 2 階／11.06m	木造・鉄骨造／地上 2 階／11.06m																																																																																																																									
敷地面積	1615.13 m <sup>2</sup>	同左																																																																																																																									
建築面積／延床面積	357.63 m <sup>2</sup> ／705.35 m <sup>2</sup>	490.81 m <sup>2</sup> ／949.78 m <sup>2</sup>																																																																																																																									
用途地域等	都市計画区域内（区域区分非設定）／防火地域指定なし																																																																																																																										
市街地環境	旧氷上郡柏原町の中心部にあり、国史跡柏原藩陣屋跡の北側に隣接。建設当時から現在地に立地。																																																																																																																										
保存活用方針	文化財としての保存、継承を第一に、多くの部分が改変されている内装材等をできる限り創建当初の姿に復元。																																																																																																																										
活用方法	歴史・文化資源を活用した地域の集客・交流機能の強化を図るため、旧学校校舎を物品販売店や飲食店として保存活用。																																																																																																																										
開館時間、職員配置等	一般公開。 職員配置等：開館時間中は指定管理者の職員が常勤。																																																																																																																										
抵触内容 と本来必要だった工事内容	抵触内容	代替措置																																																																																																																									
	直上階の居室の床面積の合計が 200 m <sup>2</sup> を超える地上階の場合、20 cm 以上の蹴上げ、24 cm 以上の踏面が求められるが、階段の踏面寸法の不足のため、既存階段の法適合改修が必要。	措置内容・目的	避難安全性の確保のため、増築部で適合寸法の直通階段を新設																																																																																																																								
	ソフト対策	・ 従業員等への避難誘導の指導教育 ・ 避難時の適切な誘導 ・ 多数利用者が予想される場合、警備スタッフの配置及び入場の制限																																																																																																																									
	結果としての効果	・ 創建当初の階段等を保存することができた ・ 代替措置により避難安全性を確保することができた																																																																																																																									

頁	修正箇所	旧	新																																																																						
93	高梁市・事例7-1 【建物概要・活用方法等 (アンダーライン部分)】	<table border="1"> <tr> <td>事例 7-1</td> <td>旧吹屋小学校</td> <td>所在地</td> <td>岡山県高梁市</td> </tr> <tr> <td>条例の種類</td> <td colspan="3">岡山県文化財保護条例</td> </tr> <tr> <td>抵触事項</td> <td colspan="3">法第 20 条/法第 25 条/法第 26 条/令第 128 条の 5/令第 23 条/令第 126 条の 2</td> </tr> <tr> <td>建物概要・活用方法等</td> <td colspan="3">明治 33 年、同 42 年に建築された木造の小学校。平成 24 年度に廃校となるまで 111 年間校舎として利用されてきた歴史を背景に、学びの拠点として生涯学習や博物館への用途変更を行った。あわせて全解体・復元による構造補強を実施した。</td> </tr> </table> <p>1. 歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定と主な代替措置の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条項</th> <th>歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定</th> <th>安全性確保のための主な代替措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第 20 条</td> <td>構造強度について、大地震時に倒壊の危険性がある。</td> <td>荷重の軽減・建物耐力の確保・水平剛性の確保・直接基礎（べた基礎）の新設。 (文化財的価値を損なわないように可能限り見えない位置での耐震補強方法)</td> </tr> <tr> <td>法第 25 条</td> <td>延べ面積の合計が 1,000 ㎡超の木造建築物等は、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならないが、化粧板張りで性能を満たさない。</td> <td rowspan="2">自動火災報知設備、消火器及び新たに火災通報設備や屋内消火栓易操作性 1 号消火栓を設置。</td> </tr> <tr> <td>法第 26 条</td> <td>延べ面積が 1,000 ㎡超の木造建築物等は、防火壁により有効に区画しなければならないが、防火壁の未設置又は構造が準耐火建築物以上ではない。</td> </tr> <tr> <td>令第 128 条の 5</td> <td>博物館・集会場等の壁等の室内に面する部分の仕上げを難燃材料、居室から地上に通ずる主たる廊下等の壁等室内に面する部分の仕上げを不燃材料としなければならないが、準不燃又は難燃材料でしたもので仕上げていない。</td> <td rowspan="2">資料館（旧本館）の 2 階については、誘導員の配置や人数制限を行う。</td> </tr> <tr> <td>令第 23 条</td> <td>階段の路面の寸法は用途に応じて 26cm 以上としなければならないが、長さが不足している。</td> </tr> <tr> <td>令第 126 条の 2</td> <td>博物館・集会場で延べ面積が 500 ㎡を超える場合、排煙設備を設置、又は防煙壁によって区画しなければならないが、排煙設備が未設置。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>1階平面図</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>2階平面図</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>本館全景</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>西校舎 外観</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>2階講堂 内観</p> </div> </div>	事例 7-1	旧吹屋小学校	所在地	岡山県高梁市	条例の種類	岡山県文化財保護条例			抵触事項	法第 20 条/法第 25 条/法第 26 条/令第 128 条の 5/令第 23 条/令第 126 条の 2			建物概要・活用方法等	明治 33 年、同 42 年に建築された木造の小学校。平成 24 年度に廃校となるまで 111 年間校舎として利用されてきた歴史を背景に、学びの拠点として生涯学習や博物館への用途変更を行った。あわせて全解体・復元による構造補強を実施した。			条項	歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置	法第 20 条	構造強度について、大地震時に倒壊の危険性がある。	荷重の軽減・建物耐力の確保・水平剛性の確保・直接基礎（べた基礎）の新設。 (文化財的価値を損なわないように可能限り見えない位置での耐震補強方法)	法第 25 条	延べ面積の合計が 1,000 ㎡超の木造建築物等は、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならないが、化粧板張りで性能を満たさない。	自動火災報知設備、消火器及び新たに火災通報設備や屋内消火栓易操作性 1 号消火栓を設置。	法第 26 条	延べ面積が 1,000 ㎡超の木造建築物等は、防火壁により有効に区画しなければならないが、防火壁の未設置又は構造が準耐火建築物以上ではない。	令第 128 条の 5	博物館・集会場等の壁等の室内に面する部分の仕上げを難燃材料、居室から地上に通ずる主たる廊下等の壁等室内に面する部分の仕上げを不燃材料としなければならないが、準不燃又は難燃材料でしたもので仕上げていない。	資料館（旧本館）の 2 階については、誘導員の配置や人数制限を行う。	令第 23 条	階段の路面の寸法は用途に応じて 26cm 以上としなければならないが、長さが不足している。	令第 126 条の 2	博物館・集会場で延べ面積が 500 ㎡を超える場合、排煙設備を設置、又は防煙壁によって区画しなければならないが、排煙設備が未設置。		<table border="1"> <tr> <td>事例 7-1</td> <td>旧吹屋小学校</td> <td>所在地</td> <td>岡山県高梁市</td> </tr> <tr> <td>条例の種類</td> <td colspan="3">岡山県文化財保護条例</td> </tr> <tr> <td>抵触事項</td> <td colspan="3">法第 20 条/法第 25 条/法第 26 条/令第 128 条の 5/令第 23 条/令第 126 条の 2</td> </tr> <tr> <td>建物概要・活用方法等</td> <td colspan="3">明治 33 年、同 42 年に建築された木造の小学校。平成 24 年度に廃校となるまで 111 年間校舎として利用されてきた歴史を背景に、学びの拠点として生涯学習や博物館への用途変更を行う。あわせて全解体・構造補強による保存修理を実施。</td> </tr> </table> <p>1. 歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定と主な代替措置の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条項</th> <th>歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定</th> <th>安全性確保のための主な代替措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第 20 条</td> <td>構造強度について、大地震時に倒壊の危険性がある。</td> <td>荷重の軽減・建物耐力の確保・水平剛性の確保・直接基礎（べた基礎）の新設。 (文化財的価値を損なわないように可能限り見えない位置での耐震補強)</td> </tr> <tr> <td>法第 25 条</td> <td>延べ面積の合計が 1,000 ㎡超の木造建築物等は、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならないが、化粧板張りで性能を満たさない。</td> <td rowspan="2">自動火災報知設備、消火器、火災通報設備や屋内消火栓易操作性 1 号消火栓を設置。</td> </tr> <tr> <td>法第 26 条</td> <td>延べ面積が 1,000 ㎡超の木造建築物等は、防火壁により有効に区画しなければならないが、防火壁の未設置又は構造が準耐火建築物以上ではない。</td> </tr> <tr> <td>令第 128 条の 5</td> <td>博物館・集会場等の壁等の室内に面する部分の仕上げを難燃材料、居室から地上に通ずる主たる廊下等の壁等室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としなければならないが、難燃材料又は準不燃材料で仕上げていない。</td> <td rowspan="2">資料館（旧本館）の 2 階については、誘導員の配置や人数制限を行う。</td> </tr> <tr> <td>令第 23 条</td> <td>階段の路面の寸法は用途に応じて 26cm 以上としなければならないが、寸法が不足している。</td> </tr> <tr> <td>令第 126 条の 2</td> <td>博物館・集会場で延べ面積が 500 ㎡を超える場合、排煙設備を設置しなければならないが、未設置。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>1階平面図</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>2階平面図</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>本館全景</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>西校舎 外観</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>2階講堂 内観</p> </div> </div>	事例 7-1	旧吹屋小学校	所在地	岡山県高梁市	条例の種類	岡山県文化財保護条例			抵触事項	法第 20 条/法第 25 条/法第 26 条/令第 128 条の 5/令第 23 条/令第 126 条の 2			建物概要・活用方法等	明治 33 年、同 42 年に建築された木造の小学校。平成 24 年度に廃校となるまで 111 年間校舎として利用されてきた歴史を背景に、学びの拠点として生涯学習や博物館への用途変更を行う。あわせて全解体・構造補強による保存修理を実施。			条項	歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置	法第 20 条	構造強度について、大地震時に倒壊の危険性がある。	荷重の軽減・建物耐力の確保・水平剛性の確保・直接基礎（べた基礎）の新設。 (文化財的価値を損なわないように可能限り見えない位置での耐震補強)	法第 25 条	延べ面積の合計が 1,000 ㎡超の木造建築物等は、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならないが、化粧板張りで性能を満たさない。	自動火災報知設備、消火器、火災通報設備や屋内消火栓易操作性 1 号消火栓を設置。	法第 26 条	延べ面積が 1,000 ㎡超の木造建築物等は、防火壁により有効に区画しなければならないが、防火壁の未設置又は構造が準耐火建築物以上ではない。	令第 128 条の 5	博物館・集会場等の壁等の室内に面する部分の仕上げを難燃材料、居室から地上に通ずる主たる廊下等の壁等室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としなければならないが、難燃材料又は準不燃材料で仕上げていない。	資料館（旧本館）の 2 階については、誘導員の配置や人数制限を行う。	令第 23 条	階段の路面の寸法は用途に応じて 26cm 以上としなければならないが、寸法が不足している。	令第 126 条の 2	博物館・集会場で延べ面積が 500 ㎡を超える場合、排煙設備を設置しなければならないが、未設置。	
		事例 7-1	旧吹屋小学校	所在地	岡山県高梁市																																																																				
条例の種類	岡山県文化財保護条例																																																																								
抵触事項	法第 20 条/法第 25 条/法第 26 条/令第 128 条の 5/令第 23 条/令第 126 条の 2																																																																								
建物概要・活用方法等	明治 33 年、同 42 年に建築された木造の小学校。平成 24 年度に廃校となるまで 111 年間校舎として利用されてきた歴史を背景に、学びの拠点として生涯学習や博物館への用途変更を行った。あわせて全解体・復元による構造補強を実施した。																																																																								
条項	歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置																																																																							
法第 20 条	構造強度について、大地震時に倒壊の危険性がある。	荷重の軽減・建物耐力の確保・水平剛性の確保・直接基礎（べた基礎）の新設。 (文化財的価値を損なわないように可能限り見えない位置での耐震補強方法)																																																																							
法第 25 条	延べ面積の合計が 1,000 ㎡超の木造建築物等は、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならないが、化粧板張りで性能を満たさない。	自動火災報知設備、消火器及び新たに火災通報設備や屋内消火栓易操作性 1 号消火栓を設置。																																																																							
法第 26 条	延べ面積が 1,000 ㎡超の木造建築物等は、防火壁により有効に区画しなければならないが、防火壁の未設置又は構造が準耐火建築物以上ではない。																																																																								
令第 128 条の 5	博物館・集会場等の壁等の室内に面する部分の仕上げを難燃材料、居室から地上に通ずる主たる廊下等の壁等室内に面する部分の仕上げを不燃材料としなければならないが、準不燃又は難燃材料でしたもので仕上げていない。	資料館（旧本館）の 2 階については、誘導員の配置や人数制限を行う。																																																																							
令第 23 条	階段の路面の寸法は用途に応じて 26cm 以上としなければならないが、長さが不足している。																																																																								
令第 126 条の 2	博物館・集会場で延べ面積が 500 ㎡を超える場合、排煙設備を設置、又は防煙壁によって区画しなければならないが、排煙設備が未設置。																																																																								
事例 7-1	旧吹屋小学校	所在地	岡山県高梁市																																																																						
条例の種類	岡山県文化財保護条例																																																																								
抵触事項	法第 20 条/法第 25 条/法第 26 条/令第 128 条の 5/令第 23 条/令第 126 条の 2																																																																								
建物概要・活用方法等	明治 33 年、同 42 年に建築された木造の小学校。平成 24 年度に廃校となるまで 111 年間校舎として利用されてきた歴史を背景に、学びの拠点として生涯学習や博物館への用途変更を行う。あわせて全解体・構造補強による保存修理を実施。																																																																								
条項	歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置																																																																							
法第 20 条	構造強度について、大地震時に倒壊の危険性がある。	荷重の軽減・建物耐力の確保・水平剛性の確保・直接基礎（べた基礎）の新設。 (文化財的価値を損なわないように可能限り見えない位置での耐震補強)																																																																							
法第 25 条	延べ面積の合計が 1,000 ㎡超の木造建築物等は、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならないが、化粧板張りで性能を満たさない。	自動火災報知設備、消火器、火災通報設備や屋内消火栓易操作性 1 号消火栓を設置。																																																																							
法第 26 条	延べ面積が 1,000 ㎡超の木造建築物等は、防火壁により有効に区画しなければならないが、防火壁の未設置又は構造が準耐火建築物以上ではない。																																																																								
令第 128 条の 5	博物館・集会場等の壁等の室内に面する部分の仕上げを難燃材料、居室から地上に通ずる主たる廊下等の壁等室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としなければならないが、難燃材料又は準不燃材料で仕上げていない。	資料館（旧本館）の 2 階については、誘導員の配置や人数制限を行う。																																																																							
令第 23 条	階段の路面の寸法は用途に応じて 26cm 以上としなければならないが、寸法が不足している。																																																																								
令第 126 条の 2	博物館・集会場で延べ面積が 500 ㎡を超える場合、排煙設備を設置しなければならないが、未設置。																																																																								

頁	修正箇所	旧	新																																																
95	高梁市・事例7-1 【建物概要・活用方法等（アンダーライン部分）】	<p>②法第25条／③法第26条／④令第128条の5</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">抵触内容</th> <th colspan="2">代替措置</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">抵触内容 と本来必要だった 工事内容</td> <td rowspan="3">外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造に改修、規定面積以内ごとに防火上有効な構造の防火壁を設置、内装仕上げの防火性能に適合した仕様の改修が必要</td> <td>措置内容・目的</td> <td>火災時の拡大防止を目的とした自動火災報知設備、消火器及び新たに火災通報設備や屋内消火栓易操作性1号消火栓を設置。</td> </tr> <tr> <td>ソフト対策</td> <td>居室に設置する自動火災報知設備は、差動式分布型感知器（空気管）とし、目立たないように周囲の色と調和した塗装を行う。</td> </tr> <tr> <td>結果としての効果</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 創建当初の外壁及び軒裏、内装材を保存することができた。</li> <li>・ 代替措置を採用することで、建物全体の防火安全性を向上することができた。</li> <li>・ 外壁及び軒裏、内装材の大規模な改修や防火壁の設置による工事費の抑制ができた。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>⑤令第23条／⑥令第126条の2</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">抵触内容</th> <th colspan="2">代替措置</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">抵触内容 と本来必要だった 工事内容</td> <td rowspan="3">資料館（旧本館）の階段の踏面寸法の不足、排煙設備の未設置のため、法適合改修が必要</td> <td>措置内容・目的</td> <td>災害時の在館者への避難安全性の確保を目的として、避難に時間を要する資料館（旧本館）の2階については、誘導員の配置や人数制限を行う。</td> </tr> <tr> <td>ソフト対策</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>結果としての効果</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 創建当初の資料館（旧本館）の階段を保存することができた。</li> <li>・ 資料館（旧本館）の階段を改修及び排煙設備の設置による工事費の抑制ができた。</li> </ul> </td> </tr> </table>	抵触内容		代替措置		抵触内容 と本来必要だった 工事内容	外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造に改修、規定面積以内ごとに防火上有効な構造の防火壁を設置、内装仕上げの防火性能に適合した仕様の改修が必要	措置内容・目的	火災時の拡大防止を目的とした自動火災報知設備、消火器及び新たに火災通報設備や屋内消火栓易操作性1号消火栓を設置。	ソフト対策	居室に設置する自動火災報知設備は、差動式分布型感知器（空気管）とし、目立たないように周囲の色と調和した塗装を行う。	結果としての効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 創建当初の外壁及び軒裏、内装材を保存することができた。</li> <li>・ 代替措置を採用することで、建物全体の防火安全性を向上することができた。</li> <li>・ 外壁及び軒裏、内装材の大規模な改修や防火壁の設置による工事費の抑制ができた。</li> </ul>	抵触内容		代替措置		抵触内容 と本来必要だった 工事内容	資料館（旧本館）の階段の踏面寸法の不足、排煙設備の未設置のため、法適合改修が必要	措置内容・目的	災害時の在館者への避難安全性の確保を目的として、避難に時間を要する資料館（旧本館）の2階については、誘導員の配置や人数制限を行う。	ソフト対策	-	結果としての効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 創建当初の資料館（旧本館）の階段を保存することができた。</li> <li>・ 資料館（旧本館）の階段を改修及び排煙設備の設置による工事費の抑制ができた。</li> </ul>	<p>②法第25条／③法第26条／④令第128条の5</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">抵触内容</th> <th colspan="2">代替措置</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">抵触内容 と本来必要だった 工事内容</td> <td rowspan="3">外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造に改修、規定面積以内ごとに防火上有効な構造の防火壁を設置、内装仕上げの防火性能に適合した仕様の改修が必要</td> <td>措置内容・目的</td> <td>火災時の拡大防止を目的とした自動火災報知設備、消火器、火災通報設備や屋内消火栓易操作性1号消火栓を設置。</td> </tr> <tr> <td>ソフト対策</td> <td>居室に設置する自動火災報知設備は、差動式分布型感知器（空気管）とし、目立たないように周囲の色と調和した塗装を行う。</td> </tr> <tr> <td>結果としての効果</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 創建当初の外壁及び軒裏、内装材を保存することができた。</li> <li>・ 代替措置を採用することで、建物全体の防火安全性を向上することができた。</li> <li>・ 外壁及び軒裏、内装材の大規模な改修や防火壁の設置による工事費の抑制ができた。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>⑤令第23条／⑥令第126条の2</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">抵触内容</th> <th colspan="2">代替措置</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">抵触内容 と本来必要だった 工事内容</td> <td rowspan="3">資料館（旧本館）の階段の踏面寸法の不足、排煙設備の未設置のため、法適合改修が必要</td> <td>措置内容・目的</td> <td>災害時の在館者への避難安全性の確保を目的として、避難に時間を要する資料館（旧本館）の2階については、誘導員の配置や人数制限を行う。</td> </tr> <tr> <td>ソフト対策</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>結果としての効果</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 創建当初の資料館（旧本館）の階段を保存することができた。</li> <li>・ 資料館（旧本館）の階段を改修及び排煙設備の設置による工事費の抑制ができた。</li> </ul> </td> </tr> </table>	抵触内容		代替措置		抵触内容 と本来必要だった 工事内容	外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造に改修、規定面積以内ごとに防火上有効な構造の防火壁を設置、内装仕上げの防火性能に適合した仕様の改修が必要	措置内容・目的	火災時の拡大防止を目的とした自動火災報知設備、消火器、火災通報設備や屋内消火栓易操作性1号消火栓を設置。	ソフト対策	居室に設置する自動火災報知設備は、差動式分布型感知器（空気管）とし、目立たないように周囲の色と調和した塗装を行う。	結果としての効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 創建当初の外壁及び軒裏、内装材を保存することができた。</li> <li>・ 代替措置を採用することで、建物全体の防火安全性を向上することができた。</li> <li>・ 外壁及び軒裏、内装材の大規模な改修や防火壁の設置による工事費の抑制ができた。</li> </ul>	抵触内容		代替措置		抵触内容 と本来必要だった 工事内容	資料館（旧本館）の階段の踏面寸法の不足、排煙設備の未設置のため、法適合改修が必要	措置内容・目的	災害時の在館者への避難安全性の確保を目的として、避難に時間を要する資料館（旧本館）の2階については、誘導員の配置や人数制限を行う。	ソフト対策	-	結果としての効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 創建当初の資料館（旧本館）の階段を保存することができた。</li> <li>・ 資料館（旧本館）の階段を改修及び排煙設備の設置による工事費の抑制ができた。</li> </ul>
		抵触内容		代替措置																																															
抵触内容 と本来必要だった 工事内容	外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造に改修、規定面積以内ごとに防火上有効な構造の防火壁を設置、内装仕上げの防火性能に適合した仕様の改修が必要	措置内容・目的	火災時の拡大防止を目的とした自動火災報知設備、消火器及び新たに火災通報設備や屋内消火栓易操作性1号消火栓を設置。																																																
		ソフト対策	居室に設置する自動火災報知設備は、差動式分布型感知器（空気管）とし、目立たないように周囲の色と調和した塗装を行う。																																																
		結果としての効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 創建当初の外壁及び軒裏、内装材を保存することができた。</li> <li>・ 代替措置を採用することで、建物全体の防火安全性を向上することができた。</li> <li>・ 外壁及び軒裏、内装材の大規模な改修や防火壁の設置による工事費の抑制ができた。</li> </ul>																																																
抵触内容		代替措置																																																	
抵触内容 と本来必要だった 工事内容	資料館（旧本館）の階段の踏面寸法の不足、排煙設備の未設置のため、法適合改修が必要	措置内容・目的	災害時の在館者への避難安全性の確保を目的として、避難に時間を要する資料館（旧本館）の2階については、誘導員の配置や人数制限を行う。																																																
		ソフト対策	-																																																
		結果としての効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 創建当初の資料館（旧本館）の階段を保存することができた。</li> <li>・ 資料館（旧本館）の階段を改修及び排煙設備の設置による工事費の抑制ができた。</li> </ul>																																																
抵触内容		代替措置																																																	
抵触内容 と本来必要だった 工事内容	外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造に改修、規定面積以内ごとに防火上有効な構造の防火壁を設置、内装仕上げの防火性能に適合した仕様の改修が必要	措置内容・目的	火災時の拡大防止を目的とした自動火災報知設備、消火器、火災通報設備や屋内消火栓易操作性1号消火栓を設置。																																																
		ソフト対策	居室に設置する自動火災報知設備は、差動式分布型感知器（空気管）とし、目立たないように周囲の色と調和した塗装を行う。																																																
		結果としての効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 創建当初の外壁及び軒裏、内装材を保存することができた。</li> <li>・ 代替措置を採用することで、建物全体の防火安全性を向上することができた。</li> <li>・ 外壁及び軒裏、内装材の大規模な改修や防火壁の設置による工事費の抑制ができた。</li> </ul>																																																
抵触内容		代替措置																																																	
抵触内容 と本来必要だった 工事内容	資料館（旧本館）の階段の踏面寸法の不足、排煙設備の未設置のため、法適合改修が必要	措置内容・目的	災害時の在館者への避難安全性の確保を目的として、避難に時間を要する資料館（旧本館）の2階については、誘導員の配置や人数制限を行う。																																																
		ソフト対策	-																																																
		結果としての効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 創建当初の資料館（旧本館）の階段を保存することができた。</li> <li>・ 資料館（旧本館）の階段を改修及び排煙設備の設置による工事費の抑制ができた。</li> </ul>																																																
<p>4-2. 併せて実施したその他の工事、ソフト対策等</p> <table border="1"> <tr> <td>地震時等の構造安全性の確保</td> <td>耐震診断の結果から、荷重の軽減・建物耐力の確保・水平剛性の確保・直接基礎（べた基礎）の新設を行うことにより構造安全性の確保。</td> </tr> <tr> <td>出火防止</td> <td>建物周辺の裸火の使用の禁止、建物内の禁煙措置、暖房器具使用時の燃料等を管理し、安全性に配慮。</td> </tr> <tr> <td>火災拡大防止</td> <td>新たに屋内消火栓設備として易操作性1号消火栓を設置し、火災拡大防止に対処。</td> </tr> <tr> <td>近隣への延焼防止</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>消防活動の円滑性の確保</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>避難安全性の確保</td> <td>資料館（旧本館）の2階部分で、多数の利用者が想定される場合には、誘導員の配置とともに、一定数の人数制限を行う。</td> </tr> <tr> <td>その他の配慮事項</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>4-3. 代替措置の内容の担保方法</p> <table border="1"> <tr> <td>代替措置の内容の担保方法</td> <td>未定</td> </tr> </table>	地震時等の構造安全性の確保	耐震診断の結果から、荷重の軽減・建物耐力の確保・水平剛性の確保・直接基礎（べた基礎）の新設を行うことにより構造安全性の確保。	出火防止	建物周辺の裸火の使用の禁止、建物内の禁煙措置、暖房器具使用時の燃料等を管理し、安全性に配慮。	火災拡大防止	新たに屋内消火栓設備として易操作性1号消火栓を設置し、火災拡大防止に対処。	近隣への延焼防止	-	消防活動の円滑性の確保	-	避難安全性の確保	資料館（旧本館）の2階部分で、多数の利用者が想定される場合には、誘導員の配置とともに、一定数の人数制限を行う。	その他の配慮事項	-	代替措置の内容の担保方法	未定	<p>4-2. 併せて実施したその他の工事、ソフト対策等</p> <table border="1"> <tr> <td>地震時等の構造安全性の確保</td> <td>耐震診断の結果から、荷重の軽減・建物耐力の確保・水平剛性の確保・直接基礎（べた基礎）の新設を行うことにより構造安全性の確保。</td> </tr> <tr> <td>出火防止</td> <td>建物周辺の裸火の使用の禁止、建物内の禁煙措置、暖房器具使用時の燃料等を管理し、安全性に配慮。</td> </tr> <tr> <td>火災拡大防止</td> <td>新たに屋内消火栓設備として易操作性1号消火栓を設置し、火災拡大防止に対処。</td> </tr> <tr> <td>近隣への延焼防止</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>消防活動の円滑性の確保</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>避難安全性の確保</td> <td>資料館（旧本館）の2階部分で、多数の利用者が想定される場合には、誘導員の配置とともに、一定数の人数制限を行う。</td> </tr> <tr> <td>その他の配慮事項</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>4-3. 代替措置の内容の担保方法</p> <table border="1"> <tr> <td>代替措置の内容の担保方法</td> <td>未定</td> </tr> </table>	地震時等の構造安全性の確保	耐震診断の結果から、荷重の軽減・建物耐力の確保・水平剛性の確保・直接基礎（べた基礎）の新設を行うことにより構造安全性の確保。	出火防止	建物周辺の裸火の使用の禁止、建物内の禁煙措置、暖房器具使用時の燃料等を管理し、安全性に配慮。	火災拡大防止	新たに屋内消火栓設備として易操作性1号消火栓を設置し、火災拡大防止に対処。	近隣への延焼防止	-	消防活動の円滑性の確保	-	避難安全性の確保	資料館（旧本館）の2階部分で、多数の利用者が想定される場合には、誘導員の配置とともに、一定数の人数制限を行う。	その他の配慮事項	-	代替措置の内容の担保方法	未定																		
地震時等の構造安全性の確保	耐震診断の結果から、荷重の軽減・建物耐力の確保・水平剛性の確保・直接基礎（べた基礎）の新設を行うことにより構造安全性の確保。																																																		
出火防止	建物周辺の裸火の使用の禁止、建物内の禁煙措置、暖房器具使用時の燃料等を管理し、安全性に配慮。																																																		
火災拡大防止	新たに屋内消火栓設備として易操作性1号消火栓を設置し、火災拡大防止に対処。																																																		
近隣への延焼防止	-																																																		
消防活動の円滑性の確保	-																																																		
避難安全性の確保	資料館（旧本館）の2階部分で、多数の利用者が想定される場合には、誘導員の配置とともに、一定数の人数制限を行う。																																																		
その他の配慮事項	-																																																		
代替措置の内容の担保方法	未定																																																		
地震時等の構造安全性の確保	耐震診断の結果から、荷重の軽減・建物耐力の確保・水平剛性の確保・直接基礎（べた基礎）の新設を行うことにより構造安全性の確保。																																																		
出火防止	建物周辺の裸火の使用の禁止、建物内の禁煙措置、暖房器具使用時の燃料等を管理し、安全性に配慮。																																																		
火災拡大防止	新たに屋内消火栓設備として易操作性1号消火栓を設置し、火災拡大防止に対処。																																																		
近隣への延焼防止	-																																																		
消防活動の円滑性の確保	-																																																		
避難安全性の確保	資料館（旧本館）の2階部分で、多数の利用者が想定される場合には、誘導員の配置とともに、一定数の人数制限を行う。																																																		
その他の配慮事項	-																																																		
代替措置の内容の担保方法	未定																																																		